

2019年11月1日

東京地方裁判所民事第13部 御中

意見書

関西大学 社会学部

教授

内田 龍史



(内田 龍史)

貴庁係属 平成28年(ワ)第12785号事件及び同事件に併合された同種事件(損害賠償請求事件)について、以下のとおり意見を申し述べます。

【目次】

はじめに——被差別部落・部落出身者に対する忌避意識の現状について

1. インターネット上における部落差別扇動
2. インターネット上における部落イメージの一例
3. 被差別部落・部落出身者に対する忌避的態度の現状は？

I 全国的な部落問題意識の状況

1. 部落問題に関する意識調査の展開
2. 同和(部落)問題の認知度
3. 同和(部落)問題への関心
4. 同和(部落)問題の認知度・関心低下の問題点

II 結婚忌避的態度(各都府県)

1. 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合
2. 本人の結婚相手が同和地区出身者であった場合
3. 結婚忌避的態度の問題点

III 居住忌避的態度(各都府県)

おわりに——部落の地名情報・人名情報が悪用される可能性について

はじめに——被差別部落・部落出身者に対する忌避意識の現状について

1. インターネット上における部落差別扇動

2016年12月9日、与党議員による議員立法により、部落差別の解消の推進に関する法律が国会で可決・成立した。この法律の目的は、以下のように示されている。

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。（下線部は筆者による。）

ここで「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」と書かれているように、この背景にあるのは、情報化の進展によるインターネット利用の普及などにより、誰でも閲覧可能なインターネット上に、部落に対する悪意に満ちた情報や、部落の所在地を暴き、差別を煽るような行為が頻出していることがあげられるだろう。

2. インターネット上における部落イメージの一例

では、インターネット上に見られる部落に対する否定的な情報には、どのようなものがあるのだろうか。筆者は、2018年12月にYahoo!ニュースのトップページに掲載された、「壁に「部落の学校消えろ」落書き、口伝え、レッテル…出身者が語る被差別部落の姿(3)」に掲載されたコメント欄の分析をしたことがある(内田, 2019)。この事例を以下、紹介しよう。

このニュースは、AbemaTV制作の「Wの悲喜劇」というインターネット上のテレビ番組において、2018年11月24日に配信された筆者が監修を務めた「“部落”ってナニ？」という特集に関連する記事であり、インターネットニュースメディアであるAbema Timesで12月21日～22日頃に取り上げられ、それが大手検索サイトであるYahoo Japan! ニュースにもトップニュースとして転載された。Yahoo Japan! ニュースにはコメント欄があり、自由に書き込むことができるが、メディアでは取り上げられにくい部落問題としては珍しく、多数のコメントが掲載されることとなった。

特集の内容を紹介した先述したニュースのコメント欄には、2019年3月14日16時23分現在、5187のコメントが掲載されていた。これらについて、記事読者から「いいね」という評価を10000件以上得ているコメントが9件あり、その全文を表1に示している。最も多いのは、「部落差別がなくならないのはえせ同和行為が一番の原因」(28937件)であるが、2・3・4・8番目に多いのが、「住環境整備をすることで特別な意識が生まれてしまう」(27214件)、「公務員採用などの「逆」差別がある」(24138件)、「その地域の学校にだけクーラーがついている」(20287件)、「国からの手厚い保護がある」(12432件)といった逆差別「言説」である。ほか、5・7番目に多いのは「風化させるべき」(15740件・13182件)、9番目に多いのは「静かに消えていくべき」(10584件)といった「寝た子を起こすな」論、6番目に「部落解放同盟のヤクザのイメージ」(13667件)となっている。これら「えせ同和・ヤクザ」(こわい)「逆差別」(ずるい)「寝た子を起こすな」(だまっとけ)といった言説は、現代社会における部落問題に見られる典型的なイメージであり、しかも、「いいね」という多くの共感を伴って形成されていると言えるだろう。

表1 「いいね」10000件以上のコメント(投稿者は匿名化した)

投稿者	投稿日時	コメント	「いいね」数	「よくないね」数
①	2018/12/2 2(土) 9:19	差別は当然絶対だめですが、なぜそれが今に至るまで続いているかをよく考える必要があるでしょう。 人々の意識からせつかく消えていきつつあるし、人権意識が非常に高まっているのに、それに逆行するようなえせ同和行為と称されることが今でもまかり通っていることが一番の原因ではないでしょうか。 それをやるのが同和地区の方が否かは別として、こうした行為を根絶しないと、多くの人々のせつかくの努力にもかかわらず、いつまでたってもなくならないでしょう。	28937	4121
②	2018/12/2 2(土) 9:29	俺の住んでいた地方では、そこだけ下水道が完備され、そこだけ国道に面した部分も防音壁があり、そこだけゴミも戸別に収集してた。そんな事をしているから、	27214	3930

		元々特に差別意識がなくても、差別意識が生まれる側面があったと思う。あくまでも俺の住んでいた地方での話だが。		
③	2018/12/2 2(土) 14:50	うちの県にはそういう地区が沢山あって、市役所にもそういう関係の方がコネのようなもので沢山公務員として就職されていますが、本当に凄く「逆」差別を感じます。むしろ、そうでない方が入職しにくい気がします。一年の間にもしょっちゅう人権教育研究大会のようなものを開催しています。今でいう、差別、差別と声の大きい方達です。差別、差別と叫ぶから、余計に印象付けておかしな目で見られるのではありませんか？もうそう言うことは、大きな声で言わなくても誰でも知ってるし、差別したらいけない事も知ってますし、そこに住まわってる方達もそれなりの優遇はかなり受けてらっしゃいますでしょう。住宅の優遇などで大きくて立派な御殿のような家を建ててらっしゃいますし。そういう優遇受けてまで、未だに「差別、差別」なんて叫ぶから反感持たれるのではありませんか？	24138	2387
④	2018/12/2 2(土) 9:40	近年の夏の暑さに対して学校にクーラーをなんて言ってるけど、その地域だけ昔からクーラー付いてたよね、逆差別じゃないの？ 頑張って医者になった人が出方を言わなかったとして裁判になったり気の毒な面もあるけど、自分の権利だけ主張するより周りとは歩調を合わせることも必要では。	20287	3137
⑤	2018/12/2 2(土) 9:06	風化してきたならそれで終わりでもいいのに、自ら蒸し返して喧伝する必要はないのでは？	15740	972
⑥	2018/12/2 2(土) 9:08	現代の部落のイメージは、穢れとかよりも部落解放同盟のヤクザのイメージが強い。	13667	695
⑦	2018/12/2 2(土) 9:38	私が小学生の頃は道徳の授業で結構な頻度で教えられてました。ビデオも何度も見せられてました。 この様な授業が無ければ部落問題を知らずに出来たと思います。風化させない事も大事かも知れませんが、風化させる事も差別を無くす方法だと思います。	13182	914
⑧	2018/12/2 2(土) 10:09	被害者意識の塊である部落民が自ら部落と名乗ると国からの手厚い保護がある。みすみすその手厚い保護を手放しますか？ 部落地区のほぼタダ同然の県立住宅には外車が多く止まってる実態。	12432	744

		国はこうゆう手厚い保護を完全撤廃したらいいですよ。 そしたら差別意識は消える事でしょう。		
⑨	2018/12/2 2(土) 9:17	部落民の事がそんなに今の人達にも理解してもらう必要があるのか。一般的な生活の中で何も必要とされていない部落の問題。静かに消えていくことの方が良いです。	10584	750

なお、「えせ同和行為」とは、「同和はこわい」「ヤクザが多い」というイメージを利用して、行政や企業に対して高額な書籍の購入や、寄付金を要求する行動のことである。言うまでもなく、部落の人びとが皆「えせ同和」行為に関わっていたり、ヤクザであるはずがない。「同和はこわい」「ヤクザが多い」というイメージは、100年近くにわたっての被差別部落に関する典型的な偏見であるが、現在もそれが社会的に共有されてしまっていることがわかる。また、「寝た子を起すな」論は、「同和問題や差別があることを口に出さないで、そっとしておけばよい」といった考え方であるが、こうした考え方では現に生じている差別問題を放置してしまうことになるとともに、実際に差別を受けた人々が声をあげにくい状況を強化してしまうことにもなる。さらに「逆差別」言説は、さまざまな特別対策や対象者を限定する福祉政策などに見られるものであるが、特別対策の根拠となった特別措置法が2002年に期限切れを迎えて20年近く経とうとする現在、多くの部落の人にとってはまったく該当しない言説になっている。にもかかわらず、さも部落の人びとが「ずるい」と、その性格に帰するような言説は、「同和はこわい」といった言説と同様の部落に対する偏見のあらわれであり、部落差別につながる、あるいは部落差別そのものでもある。

以上見たように、これらの言説は部落差別を強化・放置してしまうものであるが、残念ながらインターネット上ではこうした部落に対する否定的な情報や、差別を煽る言説が一定の共感を持って拡散しているのが現実であり、部落に対する肯定的な情報は少ない。また、「部落差別をなくそう」、「部落差別はいけないことだ」という前提は、これまで同和教育が進展するなかで一定程度社会的に共有されてきたとは思われるが、インターネット上ではこうした前提が崩されつつあり、そのような状況のなかで、誰が部落民・部落関係者であるのか、どこが部落であるのかといった身元を暴くような情報を得た場合には、部落とみなされる場所を避けようとしたり、部落民とみなされる人々との結婚を避けようとする意識が喚起されてしまう可能性は否めない。

3. 被差別部落・部落出身者に対する忌避的態度の現状は？

ところで、これら部落とみなされる場所を否定的なイメージを伴って避けようとしたり、部落民と見なされる人との結婚を避けようとする態度は、どの程度社会的な広がりを持っているのだろうか。これらの態度に広がりがあればあるほど、実際に部落が地域として否定的に見られることを強化したり、結婚時における部落差別が発生する可能性は高くなるということである。また、これら忌避的態度に広がりがあるなかで、どこが部落なのか、誰が部落民なのかを明らかにする行為は、差別を扇動し、部落出身者や 部落に関係する人々に、差別を受ける怖れや不安を与えることになる。

そこで本意見書では、各地で実施されている部落問題に関する意識調査結果をもとに、部落・部落民に対する忌避的態度の現状を示すこととする。これらのデータをもとに、インターネット上での部落の地名情報・人名情報の暴露が、部落差別に悪用される可能性を述べてみたい。

I 全国的な部落問題意識の状況

ここからは、全国的な部落問題意識の状況について、内田(2016)をもとに、近年の調査結果も加えながら紹介したい。本章では、部落問題に関する意識調査の展開を述べた後に、意識調査の結果から見えてくる同和問題の認知、関心の度合いについて示す。

1. 部落問題に関する意識調査の展開

データを検討する前に、まずは行政を中心に実施されてきた「同和問題に関する意識調査」の展開をたどってみたい。「同和問題に関する意識調査」は、同和对策審議会答申(1965)が定義する「心理的差別」の実態を把握するために実施されてきた。答申は、心理的差別、実態的差別ならびに心理的差別と実態的差別の悪循環を以下のように指摘している。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参加する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

部落差別の原因となり、結果ともなる心理的差別と実態的差別の悪循環を断ち切るためには、①部落に対する心理的差別(偏見・忌避的態度)の実情を把握したうえで、②忌避的態度を促進する要因、③忌避的態度の解消要因を把握することによって、促進要因を取り除き、解消要因を普遍化していくことが目指されてきたのである。

2002年3月、国レベルでの同和対策事業が終了し、それまで同和問題の解決のために取り組んできた地方自治体においても「同和」から「人権」への政策転換がはかられてきた。これまで部落問題への心理的差別を把握するために、行政を中心に行われてきた膨大な数の部落問題に関する意識調査においても、「同和問題に関する意識調査」から「人権(問題)に関する意識調査」へと課題を拡大した調査が行われるようになって久しい。

筆者(内田, 2008)は、各自治体でこうした「人権(問題)に関する意識調査」が実施されてきた背景に、部落問題を含め、広く人権諸課題に取り組むための「人権擁護施策推進法」(1996年)や、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000年)の制定があると指摘した。すなわち、法務省人権擁護局は「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を効果のあるものとするために2002年に『人権教育・啓発に関する基本計画』をとりまとめたが、そこで取り上げられた各人権課題(女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・アイヌ・外国人・患者・刑を終えて出所した人・犯罪被害者・インターネットによる人権侵害)を反映させるかたちで、内閣府による以降の「人権擁護に関する世論調査」が行われているのであり、この調査は各自治体が行う意識調査の枠組みに大きな影響を与えてきたのである。

その結果、2000年代以降に行われた「人権(問題)に関する意識調査」は、①従来型の部落問題を中心とした意識調査、②他の人権問題も取りあげられているが、少なくとも部落(あるいは部落出身者)に対する忌避的態度をとりあげるなど部落問題にウエイトを置いている人権意識調査、③部落問題を単に人権問題のひとつとして位置づけた人権意識調査の3つが典型的なものとなっている。

こうした展開をたどった「人権(問題)に関する意識調査」であるが、管見の限り、表2で示すように、近年においても多数の都府県で調査が実施されていることもあり、部落問題意識についても近年のありようを全国的に把握することが可能となっている。

表2 各都府県による最新の人権に関する意識調査結果の一覧(2019年7月末現在)

都府県	発行年月	報告書タイトル	結婚忌避 (子ども)	結婚忌避 (本人)	居住忌避
茨城県	2017.1	平成28年度県政世論調査結果	×	×	×
栃木県	2011.1	人権に関する県民意識調査	○	○	×
群馬県	2011.3	平成22年度人権問題に関する県民意識調査 結果報告	○	×	×
埼玉県	2011.2	人権に関する意識調査	○	×	×
千葉県	2016.5	第51回県政に関する世論調査報告(平成24年度)	×	×	×
東京都	2014.4	人権に関する世論調査	○	○	×
神奈川県	2014.3	平成25年度県民ニーズ調査結果(課題調査)	○	×	×
新潟県	2018.11	平成30年度 第8回県民アンケート調査結果(テーマ:人権に関する意識について)	×	×	×
富山県	2019.6	人権に関する県民意識調査報告書	○	×	×
石川県	2014.3	人権に関する県民意識調査 報告書	○	○	×
福井県	2016.8	平成27年度人権問題に関する県民意識調査調査結果報告書	○	○	×
山梨県	2012.3	人権に関する県民意識調査 報告書	○	×	×
長野県	2015.9	人権に関する県民意識調査 平成27年9月	○	○	×
岐阜県	2017.2	人権に関する県民意識調査 調査報告書	○	×	×
静岡県	2014.11	人権問題に関する県民意識調査結果報告書 平成26年度	○	○	×
愛知県	2018.3	平成29年度人権に関する県民意識調査【結果報告書】	○	×	○
三重県	2014.2	人権問題に関する三重県民意識調査	○	×	○
滋賀県	2017.3	平成28年度人権に関する県民意識調査報告書	×	×	×
京都府	2015.3	「新京都府人権教育・啓発推進計画」に関する府民調(補足調査)報告書	×	×	×
大阪府	2016.3	人権問題に関する府民意識調査報告書	○	○	○
兵庫県	2019.3	人権に関する県民意識調査 調査結果報告書	○	○	×
奈良県	2018.3	人権に関する県民意識調査報告書	○	○	○

和歌山県	2019.2	和歌山県 人権に関する県民意識調査報告書	○	○	×
鳥取県	2015.3	鳥取県人権意識調査結果報告書	○	○	○
島根県	2017.3	人権問題に関する県民意識調査報告書	○	○	○
岡山県	2015.3	人権問題に関する県民意識調査報告書	×	×	×
広島県	2017.11	広島県政世論調査(平成 29 年度)	×	×	×
山口県	2009.3	人権に関する県民意識調査報告書	×	×	×
高知県	2018.2	人権に関する県民意識調査報告書	○	○	×
福岡県	2017.3	人権問題に関する県民意識調査結果報告書	○	○	○
佐賀県	2014.3	人権に関する県民意識調査報告書	○	○	×
長崎県	2016.3	人権に関する県民意識調査——平成 27 年度意識調査報告書	○	○	×
熊本県	2015.3	人権に関する県民意識調査報告書	○	○	×
大分県	2019.3	人権に関する県民意識調査報告書	○	○	○
宮崎県	2019.6	平成 30 年度人権に関する県民意識調査結果について	○	○	×
鹿児島県	2019.2	平成 30 年度人権についての県民意識調査報告書	○	○	×

2. 同和(部落)問題の認知度

まず、部落問題意識を検討する上で大前提となる、同和問題の認知度を見てみよう。全国的な状況については、内閣府が数年ごとに実施している「人権擁護に関する世論調査」の同和問題に関連する項目で把握することができる。最新の調査は 2017 年 10 月に実施されている。

図 1 は同和問題の認知経路をたずねた結果であるが、「同和問題を知らない」という選択肢が用意されており、結果として認知度を測定することが可能である。

結果、2012 年段階での「部落差別等の同和問題を知らない」と回答した割合は 17.7%となっており、そもそも5人に1人弱が同和問題を知らないことがわかる。

さらに、年齢階層別では若年層での認知度の低下を指摘することができる。すなわち 50 歳代ではその割合は 15.2%と低くなっているが、若年になるほどその割合は高まり、20 歳代では 30.2%とおよそ3割が「知らない」状況にある。

図11 部落差別等の同和問題を知ったきっかけ

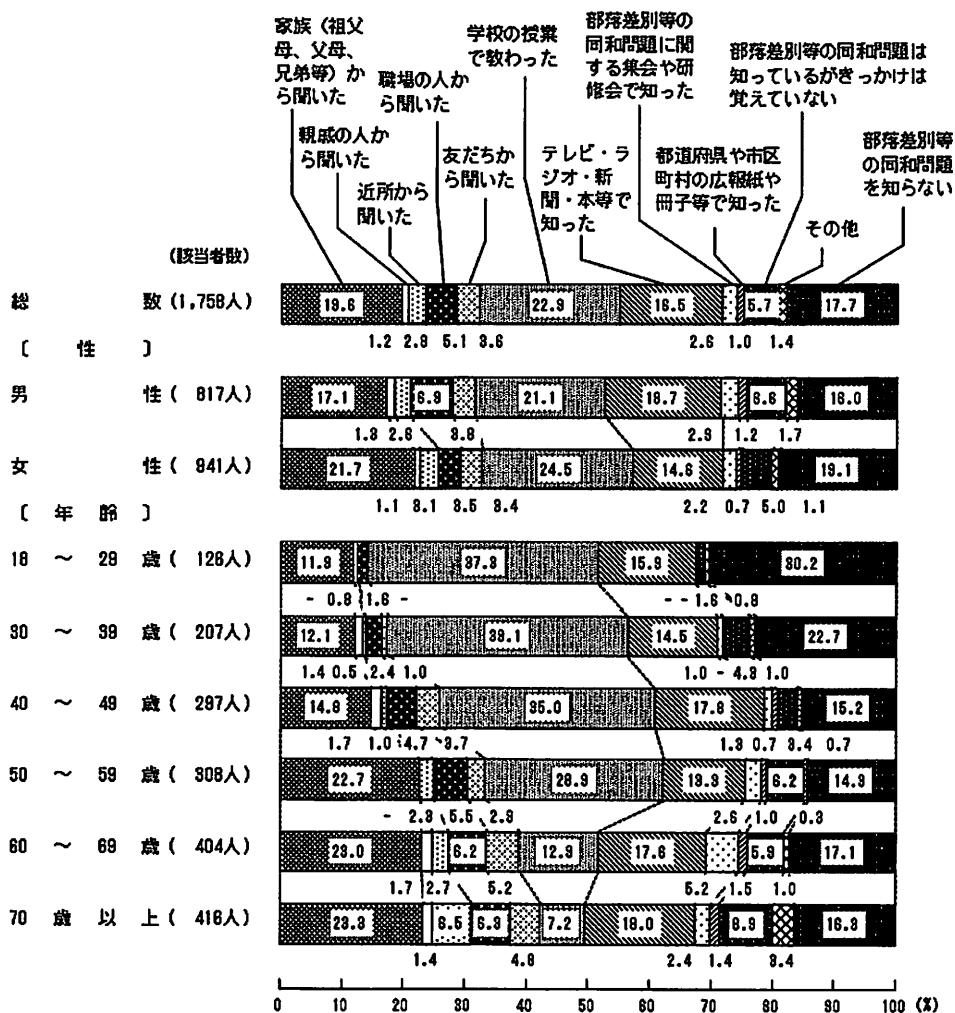


図1 部落差別等の同和問題を知ったきっかけ(内閣府, 2017)

ここで、年齢階層別に認知度を詳しく検討してみよう。70歳以上は1938～47年生まれと推測される世代であり、1950年代までに義務教育を修了した世代である。これらの世代においては「学校の授業で教わった」割合は7.2%にすぎず、「家族から聞いた」が23.3%が最も割合が高い。以下、60歳代は1948～57年生まれ、1960年代までに義務教育を修了した世代であるが、「学校の授業」が12.9%と、70歳以上の世代よりも「学校」関連でやや割合が高くなっているものの、70歳以上と大きく傾向は変わらない。この結果は、同和問題が社会問題として広く認識されるきっかけが1965年の同和対策審議会答申以降であり、1969年の「同和対策事業特別措置法」以降に同和教育が制度化され、本格的に広がりを見せてきたという歴史的過程を反映していると言える。

傾向が異なるのは 1958～67 年生まれと推測される 50 歳代よりも若い層である。この世代は 1970 年代以降に義務教育を修了しているのであり、「学校の授業」の割合が 28.9%に急上昇する。さらに 1968～77 年生まれと推測される 40 歳代、1978～87 年生まれと推測される 30 歳代では、「学校の授業」の割合は 35%を越えている。この層は 1980 年代後半から 1990 年代にかけて義務教育を修了しているのであり、先述したように、同和教育が盛んに実施されてきた時期に該当する。

最若年層である 18～29 歳は 1988～99 年生まれと推測される世代である。この世代が義務教育を修了したのは 2000 年代以降となる。この年代で「学校の授業」の割合は 37.3%と 30 歳代よりもやや低下しており、先述したように「部落差別等の同和問題を知らない」が 30.2%と全年齢階層で最も割合が高い。2002 年の特措法期限切れ後、地方自治体において「同和」から「人権」への政策転換がはかられてきており、部落問題学習の機会が減ってきているのではないかと危惧されてきたが、この世代の結果は、学校教育において同和問題が取り上げられることが少なくなってきたことの証左ではないかと考えられる。

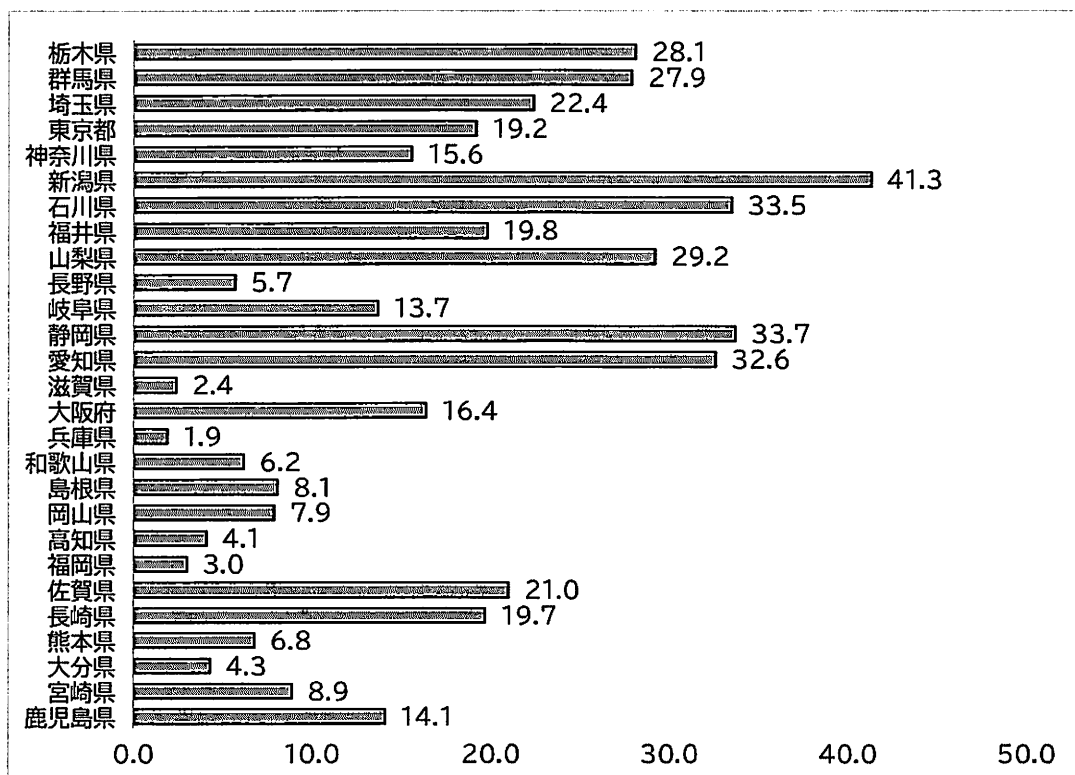


図2 同和問題等を「知らない」割合

続いて、内田(2016)のデータをもとに、最も同和問題の認知度が低いと考えられる新潟県の調査(2014年度実施、「平成25年度第11回県民アンケート調査報告書「人権に関する意識について」」)の結果を加え、同和問題等を「知らない」と回答した結果を都府県別に示した結果が図2である。以降の検討においても、質問における細かなワーディングが異なるので参考程度にとどまることに注意が必要であるが、一定の傾向を確認することはできる。つまり、新潟、栃木・群馬などの北関東と山梨、愛知・静岡といった東海地方、北陸の石川などで「知らない」割合が3割前後と高く、兵庫・滋賀・和歌山などの近畿地方、島根・岡山・高知といった中四国地方、福岡・大分・熊本・宮崎といった九州地方で認知度が高いことが読み取れる。おおむね、学校教育等で同和教育が活発に取り組みされてきた県で認知度が高いと言える。

また、全国調査でも明らかになっている若年層の認知度が低い傾向は、全体的に同和教育が行われてこなかったために年齢階層別に見てもさほど違いの見られない新潟県などの一部を除き、都府県の調査でも共通してみられる傾向である。例えば、最も認知度が高いと考えられる兵庫県においても、表3で示すように、最若年層(18~29歳)においては「部落差別などの同和問題を知らない」割合は5.3%と、他の年代よりも高くなっているし、次に認知度が高いと考えられる滋賀県においても、図3で示すように、「このアンケートで初めて知った」とする割合は、18~29歳の最若年層で9.7%と、他の年代よりも突出して高くなっているのである。

表3 部落差別などの同和問題に関して生じていると考える人権問題(兵庫県, 2019:58)

【問17(部落差別などの同和問題)×属性】

属性	問17 調査数	問17(部落差別などの同和問題)に関する人権問題																
		結婚問題 の反対がある こと	居住の ゆわゆる 遠同 がある こと	と 差別的 な言動 がある こと	と 身元 調査を 実施する こと	され てい ない こと	内容 や別 解の 推定 法	載 した 別 的情 報を 悪用	イン ター ネッ トを 悪用	特 に起 きて いる こと	不 就 職・ 扱 い が 差 別	が あ る こ と	地 域 の 活 動 や つ き 合 い	こ と 差 別 な 落 書 き が あ る	部 落 差 別 な 同 和 問 題 を 知 ら な い	そ の 他	わ か ら な い	無 回 答
全 体	1,338	31.8	25.6	18.2	15.1	14.0	12.3	11.4	10.5	9.0	3.3	1.9	2.5	19.4	2.8			
性 別	男性	591	27.7	25.5	19.1	18.3	14.9	13.0	13.9	11.5	9.6	4.4	1.5	2.5	16.4	3.7		
	女性	683	36.2	26.5	17.4	13.0	14.1	11.6	8.6	9.7	8.5	2.0	2.3	2.2	21.8	2.0		
	答えた くない	16	12.5	6.3	25.0	12.5	6.3	18.8	12.5	18.8	6.3	0.0	0.0	37.5	0.0			
	無回答	48	27.1	18.8	14.6	6.3	4.2	10.4	20.8	8.3	4.2	6.3	2.1	8.3	16.7	4.2		
年 齢 別	18~29歳	113	21.2	16.8	23.9	13.3	14.2	18.6	7.1	10.6	17.7	3.5	5.3	0.0	21.2	0.0		
	30~39歳	136	31.6	25.7	25.7	14.7	8.1	14.7	7.4	11.8	19.9	4.4	2.9	1.5	21.3	0.0		
	40~49歳	199	36.7	26.6	21.6	17.6	11.1	15.1	7.5	10.1	12.1	3.0	0.5	2.5	22.6	0.0		
	50~59歳	224	32.1	24.6	15.6	17.4	14.7	12.1	12.1	15.6	5.4	4.0	1.3	2.7	18.3	1.3		
	60~69歳	294	32.0	23.5	19.0	17.0	16.7	12.6	13.6	9.5	5.8	2.0	1.7	3.7	16.7	3.1		
	70歳以上	326	32.5	31.0	12.0	12.3	16.0	7.7	13.5	7.7	5.5	2.8	1.8	2.1	19.6	7.7		
	無回答	46	30.4	21.7	17.4	6.5	8.7	8.7	19.6	8.7	4.3	8.7	2.2	6.5	17.4	2.2		

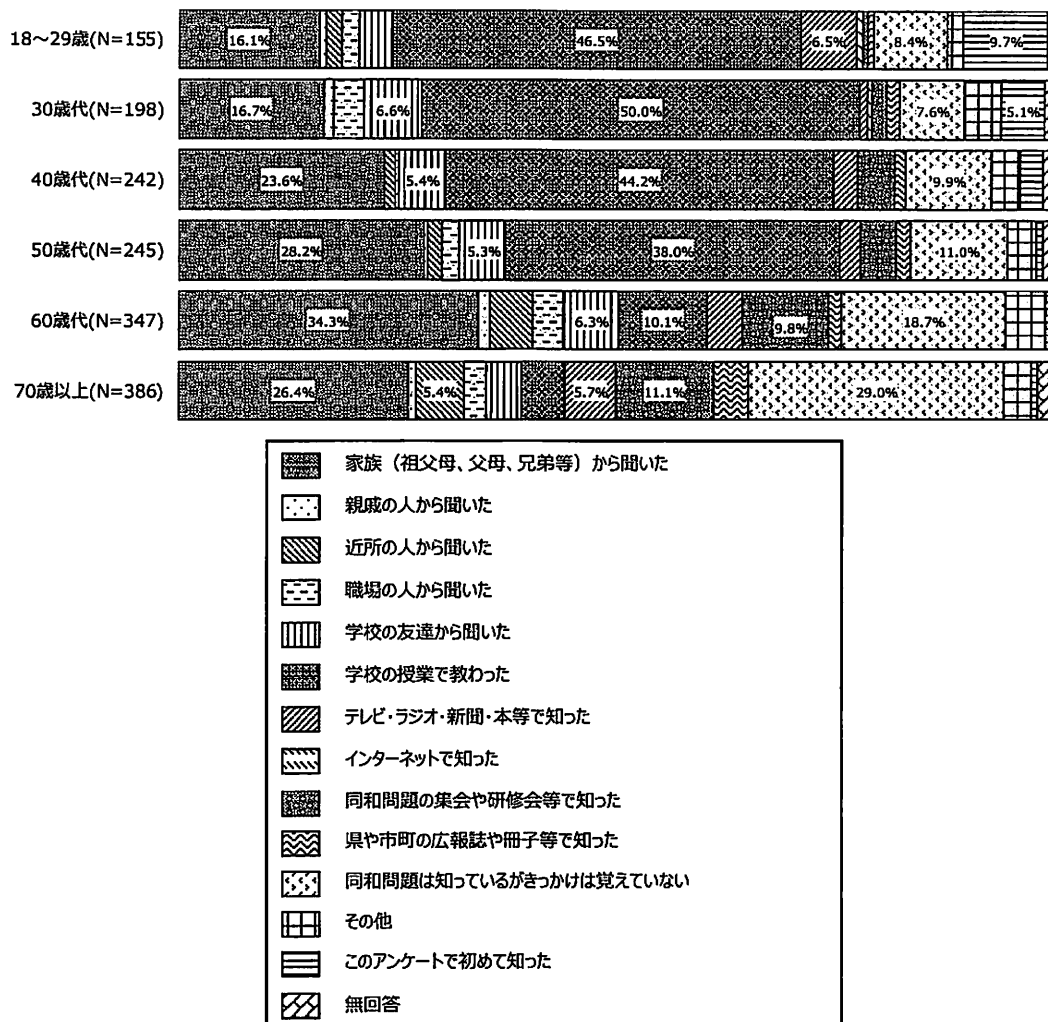


図3 同和問題を知ったきっかけ(滋賀県, 2017:30)

3. 同和(部落)問題への関心

続いて、同和問題について関心があるかどうか、図4は「人権擁護に関する世論調査」における、関心のある人権問題の割合を示したものである。本調査において「部落差別等の同和問題」は、14.0%、1割強の人にしか関心が持たれていないことがわかる。ちなみに過去の調査における「同和問題」の項目は、2012年が13.4%、2007年が15.0%、2003年が16.2%であり、若干ではあるが低下傾向にあると言えよう。

図6 人権課題に対する関心

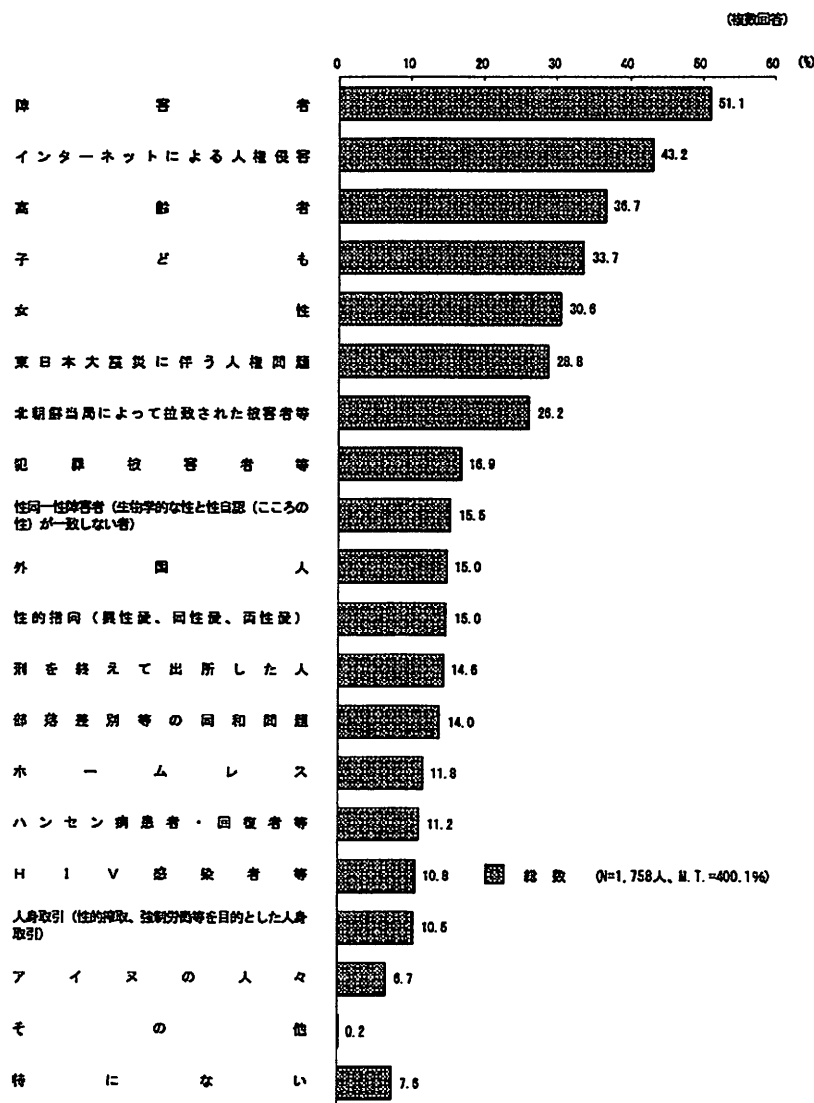


図4 人権課題に対する関心(内閣府, 2017)

さらに、都府県の調査で「関心のある人権問題」(複数回答)に該当する項目を用いて、同和問題を選択した割合を示したものが図5である。質問における細かなワーディングが異なるので参考程度にとどまることに注意が必要であるが、長野を除く岐阜以东は1割程度の関心度であり、宮崎・長崎・鹿児島・熊本などを除く近畿・中国・四国・九州の西日本では2~3割程度の関心度となっている。

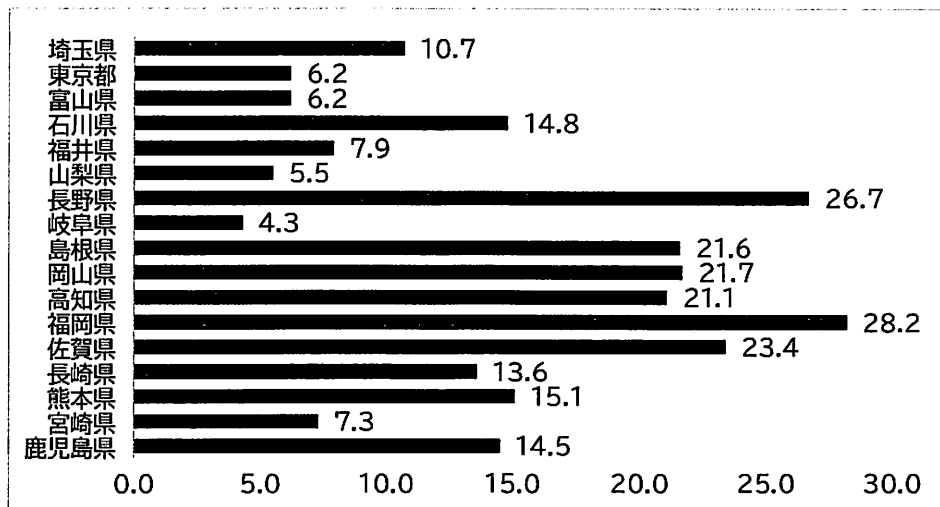


図5 関心のある人権問題(複数回答, %)

なお、これらについて報告書のうち、経年変化がわかるものについて示したのが図6である。それぞれ前回調査までの期間や選択肢が前回よりも増えるなどといったちがいを考慮する必要があるものの、宮崎・鹿児島でわずかに上昇しているほかはすべての県で低下しており、関心が比較的高かった県での低下傾向が目立つ。

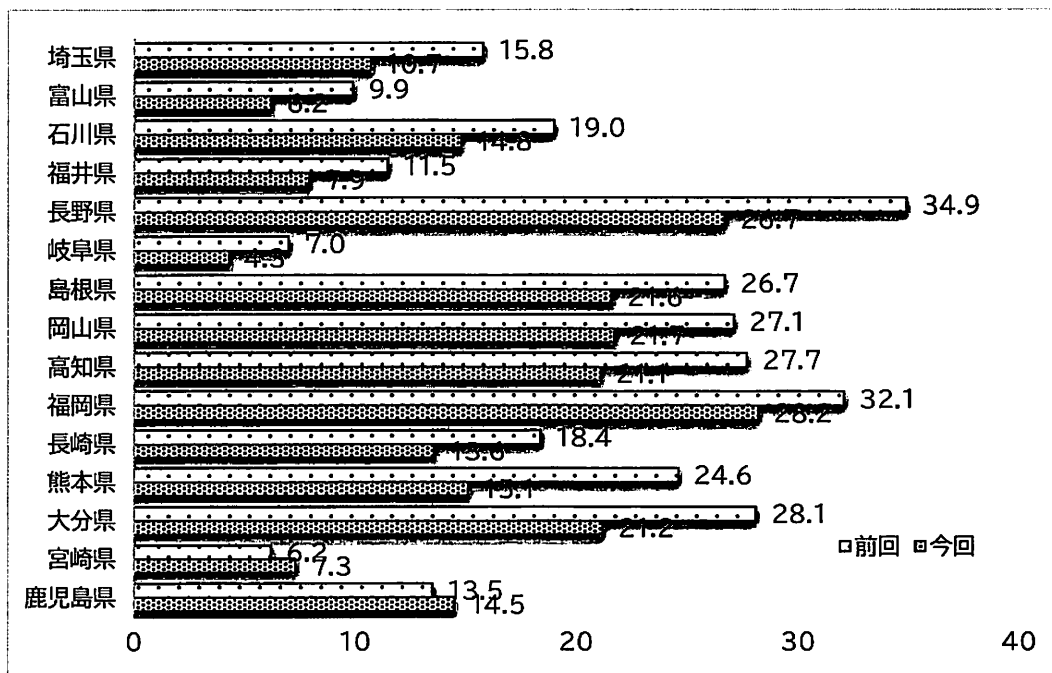


図6 関心のある人権問題の経年変化(複数回答, %)

4. 同和(部落)問題の認知度・関心低下の問題点

以上をまとめると、同和問題の認知度は若年層で低下傾向が見られることをまずは指摘できる。また、同和問題の認知度が高くなっている府県では同和問題への関心がやや高い傾向が見られるが、全国的に見て関心度は高くない。さらに、比較的関心度が高い県においても、前回調査と比較して低下傾向が目立っている。

これらの背景に、学校教育において同和問題が取り上げられることが少なくなってきたことがあるのではないかと既に述べたが、他方で若年層はスマートフォンなどを利用してインターネットでの情報収集に長けた世代でもある。たとえば、総務省情報通信政策研究所(2019)では、年齢階層別の主なメディア利用の平均利用時間を調査しているが、ネット利用時間(図7)は平日では10代は167.5分、20代は149.8分と、全年齢の112.4分を、休日では、10代は271.0分、20代は212.9分と、全年齢の145.8分を大幅に上回っており、いずれもテレビの視聴時間よりもネット利用の方が時間が長いという特徴を持っている。

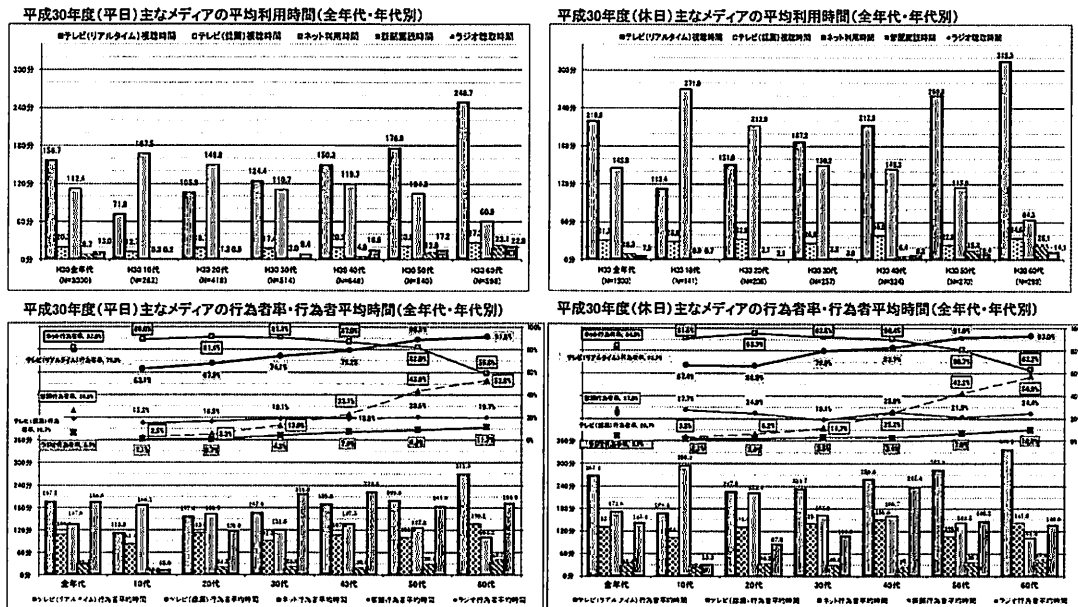


図7 主なメディアの平均利用時間と行為者率(総務省情報通信政策研究所,2019)

また、情報収集を行う際の手段において、インターネットでの検索は、全年齢において主たる手段となっており(総務省, 2015), より身近なものになっていることがわかる。

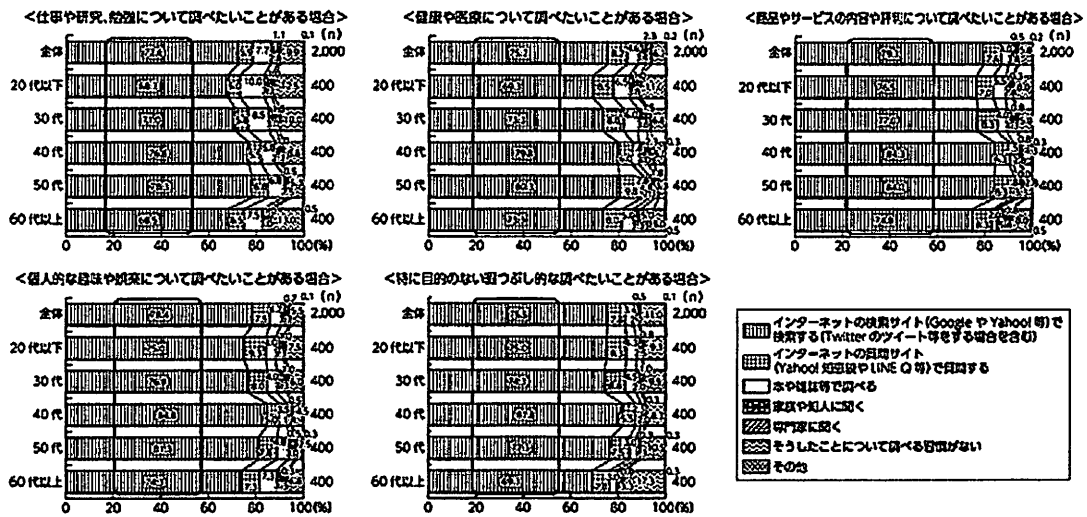


図 8 情報収集を行う際の手段(総務省,2015)

部落問題に対する基礎知識,例えば,被差別部落に対する差別の原因は部落出身者にあるのではなく,部落差別は部落差別をする方が悪いといった認識や,部落差別が部落出身者や部落に関係する人々に大きなダメージを与えたり,結婚や就職などをはじめ,人生におけるさまざまな可能性を奪ったりすることなどの認識を欠いたまま,インターネット上に散見される部落に対する否定的な情報を目にしてしまえば,偏見情報を偏見情報と見抜くことができず,真の情報として認識されかねない.そしてそのような偏見情報がインターネット上で不特定多数の目にさらされているのが,残念ながら現状である.

部落差別解消推進法においても,部落差別を改称するための教育・啓発を国に実施するように求めているが,こうした現状に対して,教育・啓発などによる何らかの歯止めをかけなければ,部落差別が解消することはないと言えよう.

II 結婚忌避的態度(各都府県)

続いて,同和問題に関する意識調査のねらいであった忌避的態度の現状はいかなるものか.残念ながら,先に見た人権擁護に関する世論調査など,全国規模での意識調査では忌避的態度が問われていないため,各都府県の調査結果を紹介する.

結婚忌避的態度については、各都府県の調査では質問ならびに選択肢のワーディングが異なるため、日本社会全体の傾向としては1～6割程度が同和地区出身者との結婚への反対の意志を持っている、という曖昧な表現しかできないのだが、以下でその事例を紹介したい。

1. 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合

ここでは、子供の結婚相手が同和地区出身者であった場合として、比較的忌避的態度が強いと思われる奈良県(図 9・10)の結果と、全国の縮図である東京都(図 11)の結果を紹介したうえで、同様の設問が用意されている他の府県の結果(図 12～36)も合わせて提示したい。

図 9 は奈良県の結果である。奈良県の場合、まずは結婚相手としてふさわしい条件を選択してもらったうえで、その条件を満たしていたとして、子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合にどのような態度をとるのかをたずねている。結果、「考えなおすように言う」が 16.8%、「親としては反対だが、子どもの意思が固ければ仕方ない」が 45.0%、「問題にしない」が 33.6%である。

ここで「考えなおすように言う」は明確な結婚差別の意思を示しており、この層は、実際に同和地区出身者との結婚に際して介入(結婚差別)する可能性は極めて高い。また、「親としては反対だが、子どもの意思が固ければ仕方ない」は、親としての結婚差別の意思を示すものであり、最終的には子どもの意思して「仕方ない」としているが、こちらも実際に同和地区出身者との結婚に際して介入(結婚差別)する可能性は高いだろう。

部落差別による結婚差別が生じない社会は、「問題にしない」を選択した人が 100%になる社会である。「問題にする」人がいる限り、その数が多かれ少なかれ、部落出身者、あるいは部落出身者とみなされる誰かが結婚差別受け、望んだ人との結婚ができない可能性が生じるのである。残念ながら、ここでは「問題にしない」の割合は 33.6%にとどまっており、逆に言えば、6～7 割程度は子どもの結婚相手が部落出身であることによる結婚差別をする可能性がある、ということである。結婚差別は極めてプライベートな事柄だけに、事件として表面化することは少ないが、少なくない部落出身者、部落に関係する人が、結婚差別を受けている可能性を示唆する結果となっている。

なお、図8は年齢階層別の結果を示しているが、年齢階層別に見ると、おおむね若年層ほど結婚忌避的態度をとらない傾向は全国共通してみられるものである。しかし、「問題にしない」割合は、30～40 歳代においても 4 割程度、最若年層である 20 歳代以下でも 6 割にとどまっていることから、楽観はできない結果となっている。

問7 問6で選んだ望ましいと思われる条件を備えているお子さんの結婚相手が、次のような人であった場合、あなたはどのような態度をとるとお考えですか。A～Hのそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、その番号に○をつけてください。

【図1-7 子どもの結婚相手が次のような人であった場合どういう態度をとるか】

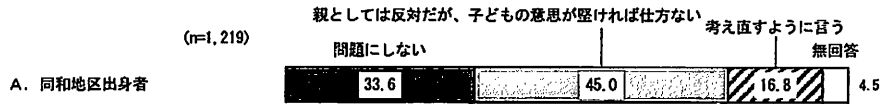


図9 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(奈良県, 2018:22)

【図2-7-A 同和地区出身者】

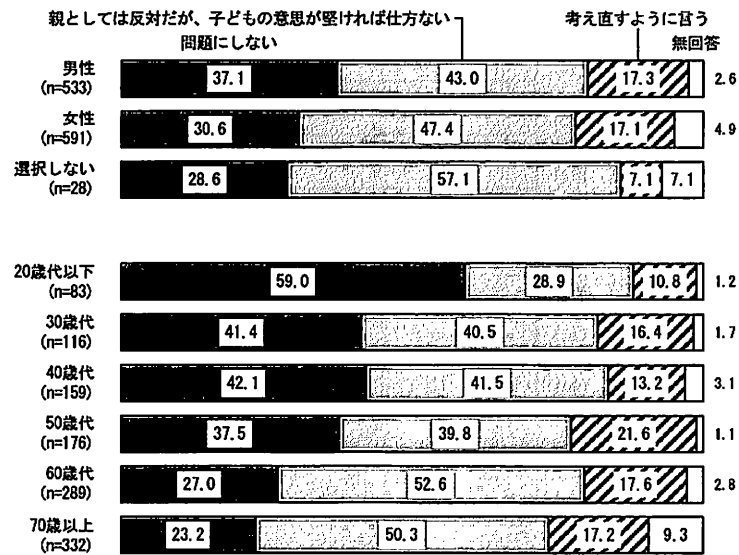


図10 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(奈良県, 2018:101)

図11は、東京都の結果を示している。最も割合が高いのは「子供の意思を尊重する。親が口出しすべきことではない」で、46.5%となっている。以下、「わからない」27.0%、「親としては反対するが、子供の意思が強ければしかたない」19.4%、「絶対に結婚を認めない」4.3%、「家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない」2.9%となっている。

(1) 子供の結婚相手が同和地区出身者であった場合の対応一性・年齢別、未・既婚別

		子供の意志を尊重する。親が口出しすべきことではない 親としては反対するが、子供の意志が強ければしかたない 家族の者や親戚の反対があれば、結婚を認めない 絶対に結婚を認めない わからない					(%)
全	体 (1,573)	46.5	19.4	2.9	4.3	27.0	
<性・年齢別>							
男	性 (計) (791)	50.7	18.6	2.8	4.2	23.8	
20	代 (69)	60.9	13.0	4.3	21.7		
30	代 (109)	54.1	13.8	1.8	0.9	29.4	
40	代 (182)	52.2	19.2	2.7	3.8	22.0	
50	代 (132)	58.3	14.4	5.3	20.5		
60	代 (147)	45.6	20.4	3.4	28.6		
70	歳以上 (152)	40.1	25.7	4.6	8.6	21.1	
女	性 (計) (782)	42.3	20.2	2.9	4.3	30.2	
20	代 (52)	40.4	13.5	5.8	36.5		
30	代 (131)	49.6	13.7	3.8	29.0		
40	代 (144)	43.8	20.8	4.2	3.5	27.8	
50	代 (124)	46.8	21.0	3.2	28.2		
60	代 (142)	36.6	26.8	1.4	4.9	30.3	
70	歳以上 (189)	38.1	20.6	3.7	5.3	32.3	

図11 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(東京都, 2014:54)

ほか, 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合の態度については多くの府県の調査で問われている。以下, 図12~36では, 栃木・群馬・埼玉・神奈川・富山・石川・福井・山梨・長野・岐阜・静岡・愛知・三重・兵庫・奈良・和歌山・鳥取・島根・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島でのそれぞれの調査結果を掲載しておく。

[既婚（離別・死別された方を含む）の方のみ]

問 24 (1)	結婚に対する態度	◆かりに、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が同和地区の人であった場合、あなたはどうしますか。(〇は1つ)
----------------	----------	---

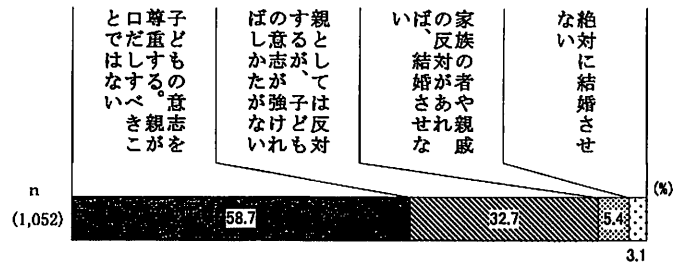


図 12 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(栃木県, 2011 概要版:15)

あなたに子どもがいるとして、その子どもの結婚相手が同和地区の出身であることがわかったとき、あなたはどのように思いますか？

子どもが同和地区出身の人と結婚することに対しては、「子どもの意思を尊重する」が67.7%で最も高くなっています。

一方、「どうしても結婚させたくない」や「親類や世間へのてまえがあるので、結婚させたくない」といった、結婚について否定的な気持ちがあるという回答は16.5%となっています。

頭の中ではわかっていても、いざ身近なこととなると、世間体などを理由に判断ができなくなることがあります。「他の人がそうしているから・・・」という考え方が差別を助長することになるのです。

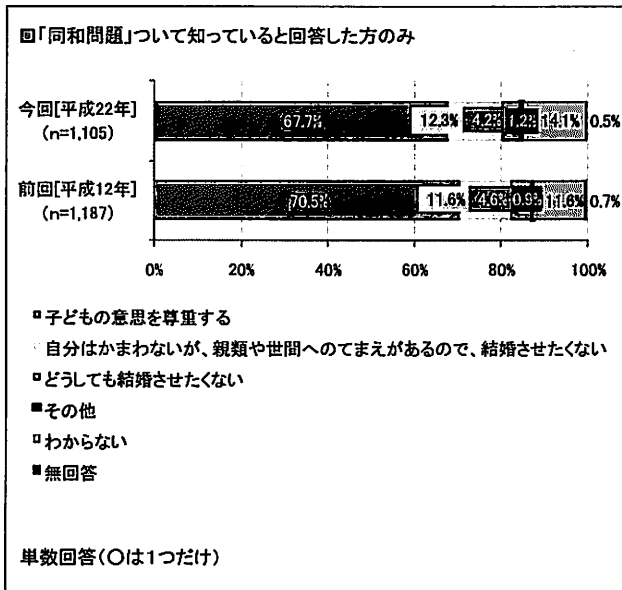


図 13 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(群馬県, 2011 概要版:13)

【問15で「同和問題を知らない」以外を回答した人に対して】

問15-3 あなたに未婚のお子さんがいるとして、そのお子さんの結婚相手が「同和地区」出身であるとわかった場合、あなたはどのように思いますか。(〇は1つ)

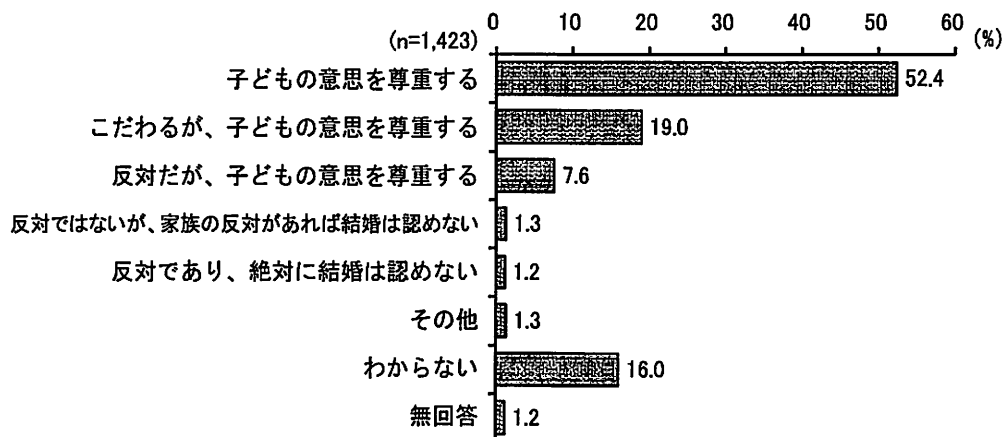


図14 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(埼玉県, 2011 概要版:19)

仮に、自分に子どもがいるとして、その子どもの結婚する相手が同和地区出身であるとわかったとしたらどうするか尋ねたところ、「子どもの意志を尊重して結婚を認める」(61.4%)が最も多く、6割に達した。次いで「親としては反対するが、子どもの意志が強ければ結婚を認める」(22.0%)が2割台であった。(図表4-6-1)

図表4-6-1 自分の子どもと同和地区出身者の結婚への意識

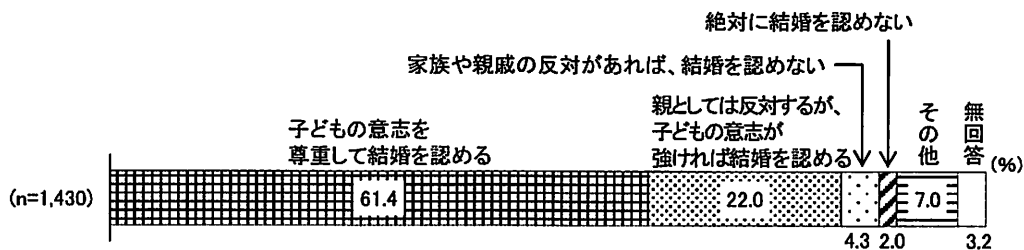


図15 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(神奈川県, 2014:346)

【問14】仮に、あなたにお子さんがいて、そのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区（被差別部落）の出身の人であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか。

図 3-7 自分の子どもと同和地区（被差別部落）出身者との結婚

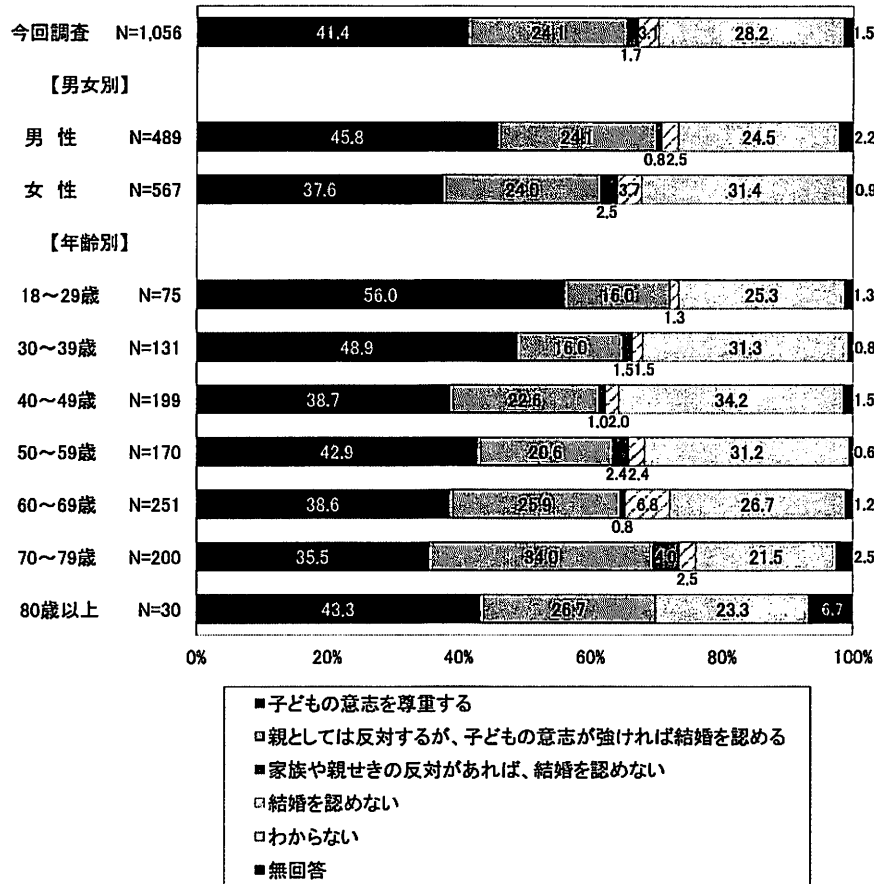


図 16 子どもの結婚相手と同和地区出身者であった場合(富山県, 2019:31)

(2) あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区出身の人であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか。(○は1つ)

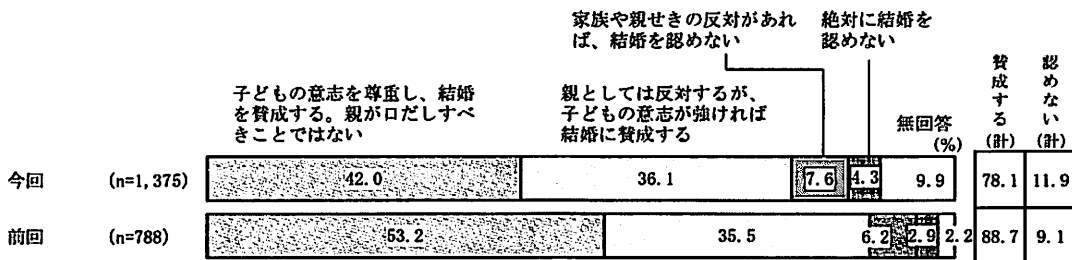


図 17 子どもの結婚相手と同和地区出身者であった場合(石川県, 2014:87)

問11(1) 【既婚の人のみ回答】

仮に、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか。お子さんがいない場合は、いると仮定してお答えください。(1つ選択)

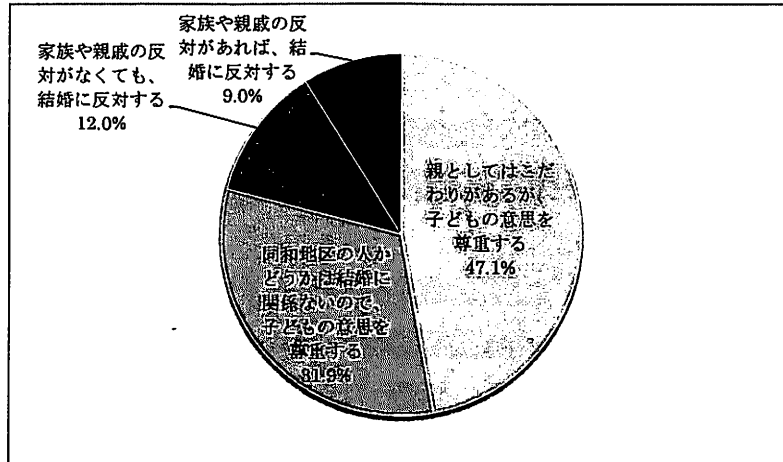


図18 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(福井県, 2014:19)

問13-3. (問13で「1.」～「12.」とお答えの方に引き続きおたずねします。)

あなたに未婚のお子さんがいるとして、そのお子さんの結婚相手が「同和地区」出身であるとわかった場合、あなたはどのようにしたいと思いますか。(〇は1つ)

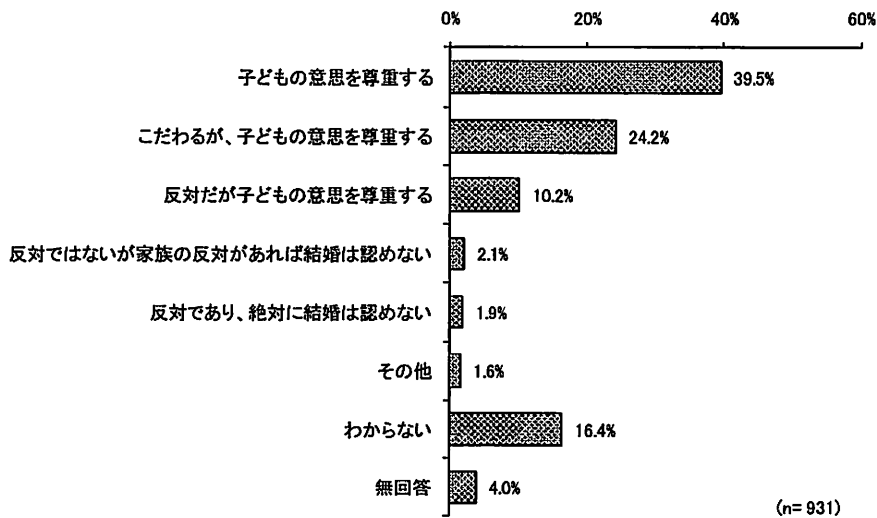
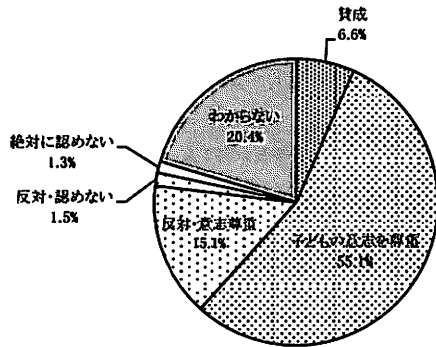


図19 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(山梨県, 2012:54)

(1) [結婚していないお子さんをお持ちの方がお答えください]
 あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるを知った場合、あなたはどうしますか。(○は1つ)

回答者数：N=470



- 1 賛成し、協力する
- 2 子どもの意志を尊重する。親が口出しすべきことではない
- 3 親としては反対するが、子どもの意志が強ければしかたない
- 4 家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない
- 5 絶対に結婚を認めない
- 6 わからない

区分	今回調査 (%)	前回調査 (%)
賛成	6.6	8.0
子どもの意志を尊重	55.1	59.1
反対・意志尊重	15.1	27.0
反対・認めない	1.5	3.7
絶対に認めない	1.3	2.2
わからない	20.4	-

図 20 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(長野県, 2015:68)

問16 あなたのお子さんが(いらっしゃらない場合は、いると仮定してお考えください)、同和地区出身の人と結婚するとしたら、あなたはどうしますか。あなたの気持ちにいちばん近いものを次の中から1つだけ選んで○をつけてください。

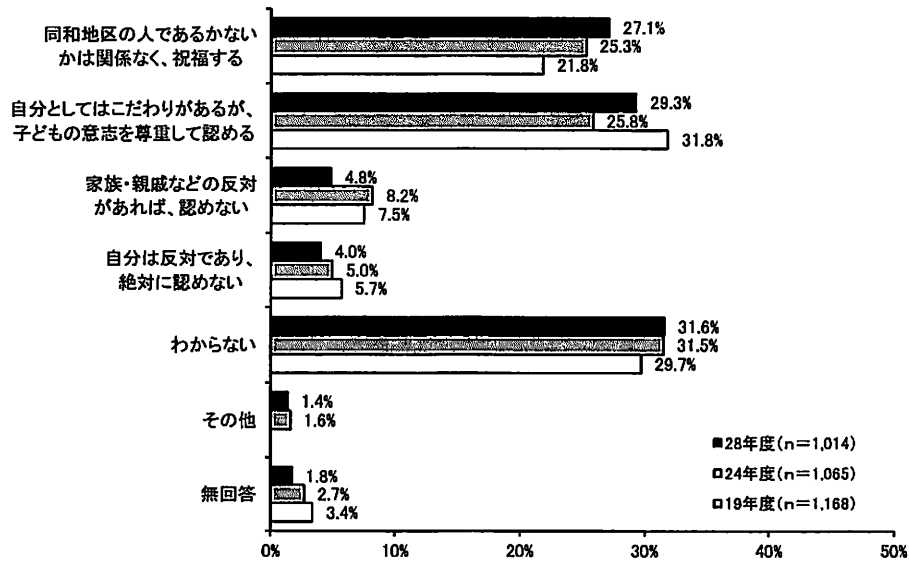


図 21 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(岐阜県, 2017:89)

① 自分の子どもの結婚

質問25	あなたのお子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区(被差別部落)出身者であることがわかったとき、あなたはどうされますか。あなたのお考えに近いものを1つだけ選び、○印をつけてください。(お子さんがいない方も想像してお答えください。)
	1 本人の意志を尊重する 2 自分は反対するが、本人の意志が強ければ結婚を認める 3 本人の意志を尊重したいが、自分以外の家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない 4 結婚は認めない

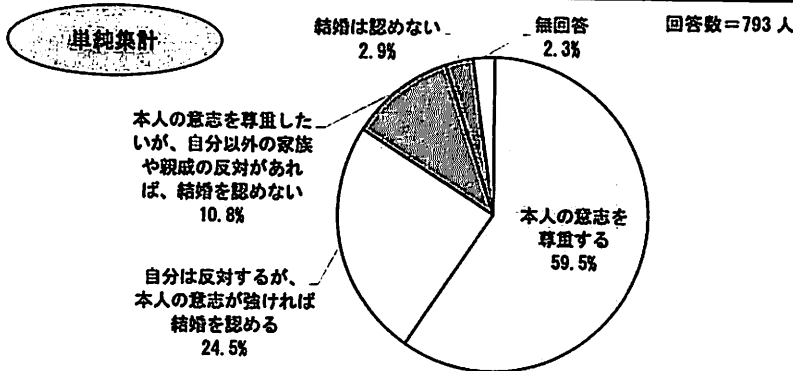


図 22 子ども結婚相手が同和地区出身者であった場合(静岡県, 2014:63)

子どもがいる人への設問

【問 34】あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。(○は1つ)

■全体

子どもの結婚相手が同和地区の人である場合の対応については、「子どもの意思を尊重する。親が口をだすべきことではない」が43.5%と最も高く、次いで「親としては反対するが、子どもの意思が強ければしかたがない」が28.6%、「わからない」が23.0%となっている。

<単一回答>

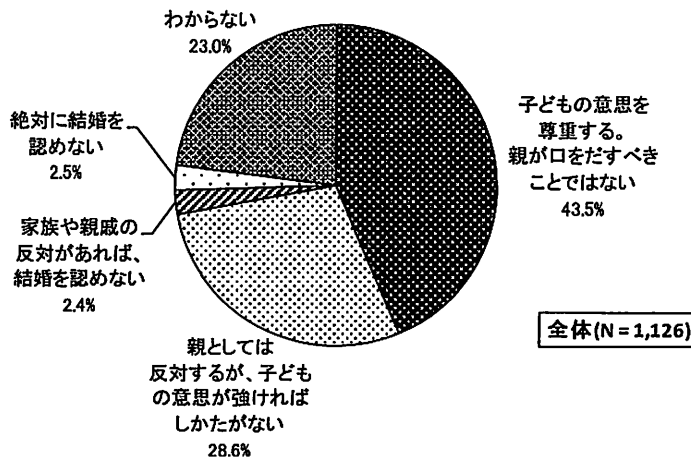


図 23 子ども結婚相手が同和地区出身者であった場合(愛知県, 2018:92)

問17 もし仮に、あなたのお子さんが、恋愛をし、結婚したいといっている相手が同和地区の人だとわかった場合の態度についてお答えください。

『資料編：P212参考』

1. あなたの態度

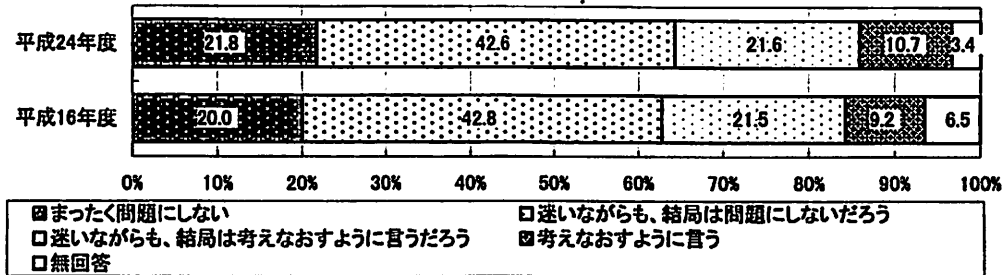


図24 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(三重県, 2014:67)

問17-2 結婚についてお聞きします。

(2) たとえば、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうされますか。(〇は1つ)

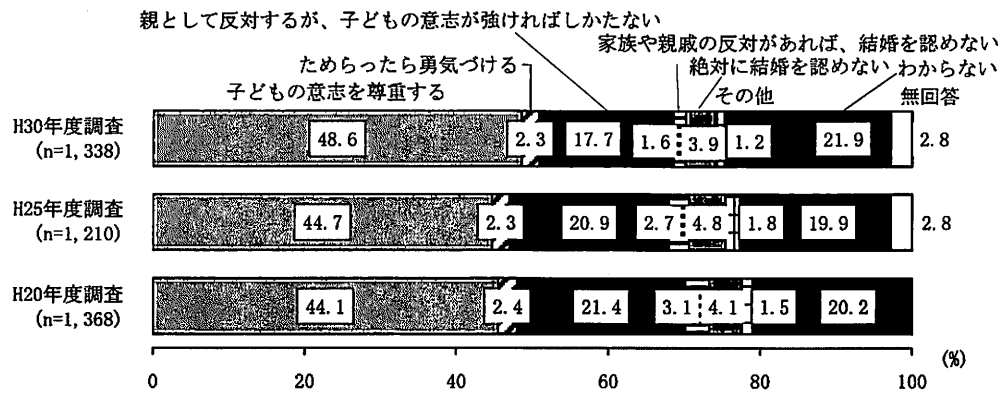


図25 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(兵庫県, 2019:64)

問 17 仮に、あなたに子供がおり、あなたの子供が、結婚しようとする相手の方が、同和地区の人であるとわかったとき、あなたはどのようにしますか（〇は1つだけ）。

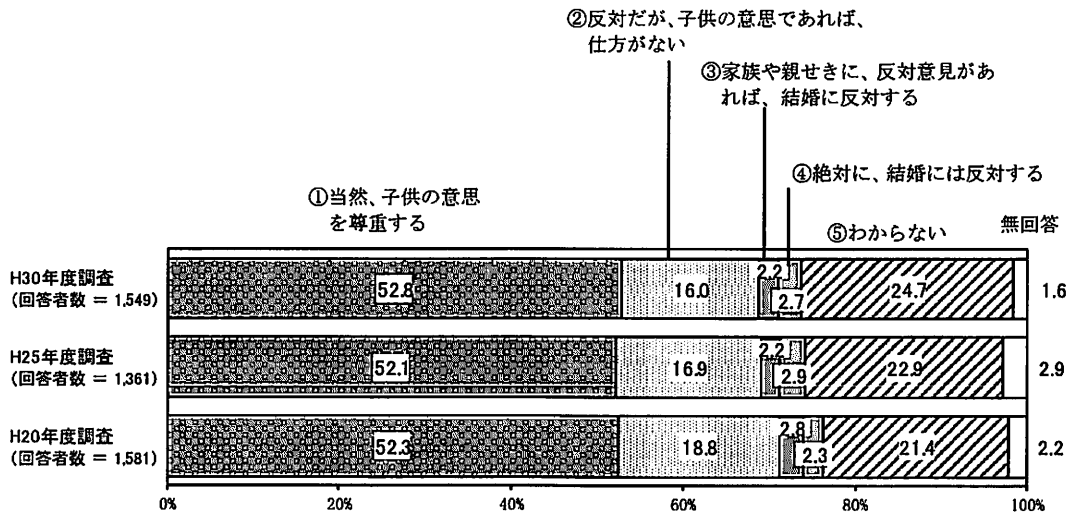


図 26 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(和歌山県, 2019:16'7)

問 13 (結婚問題に対するあなたの対応)

あなたに未婚の子がいると仮定して、その子が同和地区出身の人と結婚しようとする場合、あなたはどのように対応しますか。(〇は1つだけ)

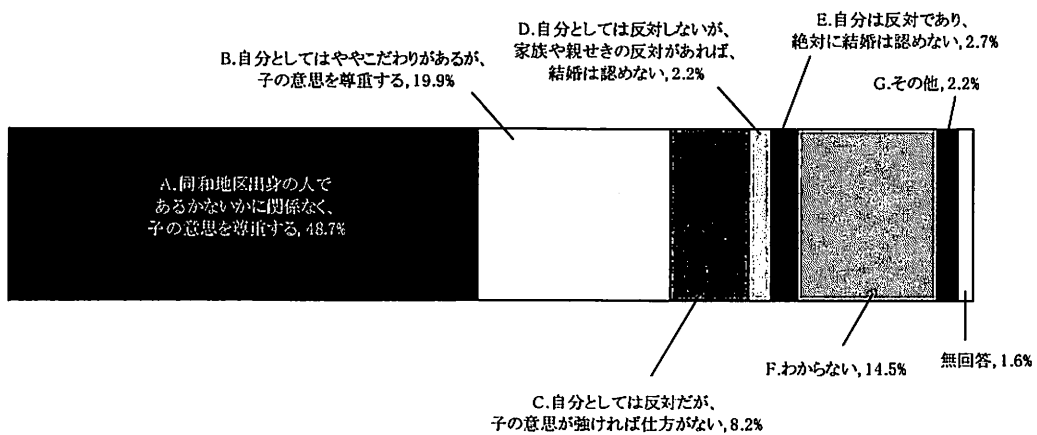


図 27 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(鳥取県, 2015)

問 14. 結婚についておたずねします。【(1) (2) ともにお答えください】
 (1) 仮に、あなたのお子さんが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、
 あなたはどうしますか。(○は1つ)

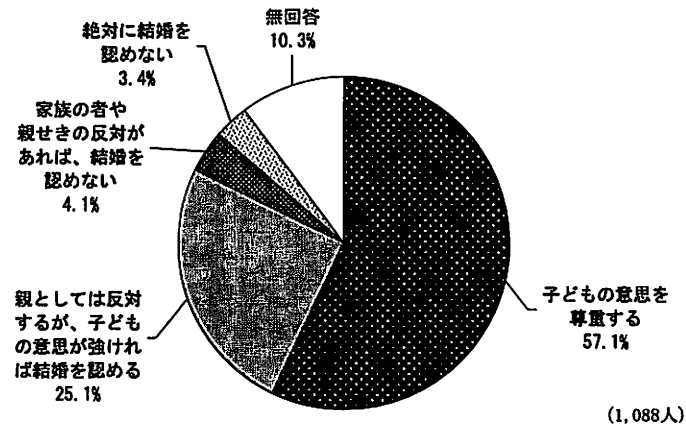


図 28 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(島根県, 2017:23)

図 2-16 お子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合について (%)

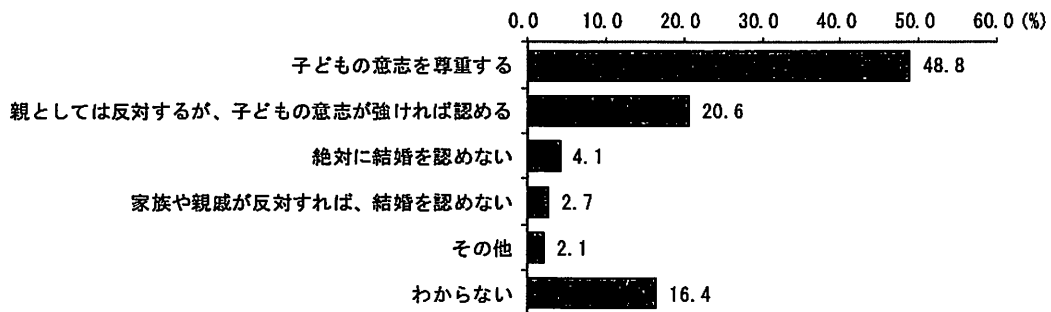


図 29 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(高知県, 2018:46)

図 15 回答者の子どもが同和地区の人と
結婚しようとしたとき、どうするか

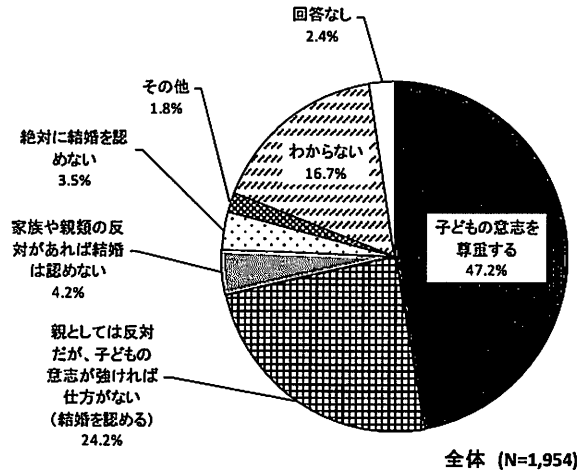


図 30 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(福岡県, 2017:53)

◆子どもの結婚相手の場合(地域、性、年齢、職業別)

《 図12-4 》

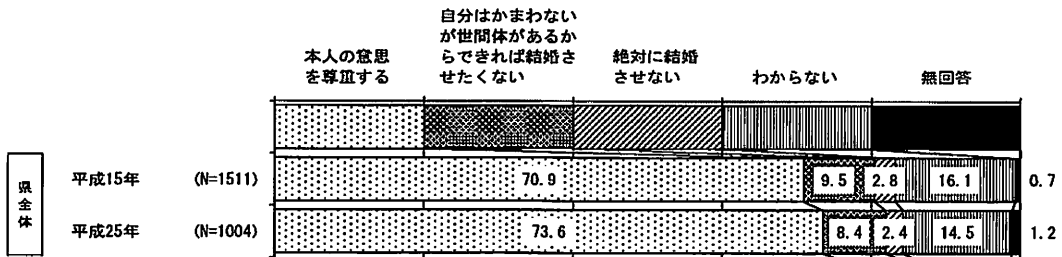


図 31 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(佐賀県, 2014:76)

問23 仮に、あなたにお子さんがいるとして、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、被差別部落(同和地区)の出身であることを知った場合、あなたはどうしますか。

結婚に対する態度としては、「意思に任せる」が48.2%で最も多く、次いで、「意思を尊重し、応援する」26.6%、「意思が強ければしかたがない」15.6%の順となっている。

また、過去の調査経過を見ると、「意思を尊重し、応援する」・「意思に任せる」を合わせた回答の割合74.8%は、17年度調査より8.0ポイント増加しているが、前回調査と比較すると1.2ポイント減少している。一方、「しかたがない」の回答及び、「家族等の反対があれば認めない」・「絶対に認めない」を合わせた回答は、17年度調査以降減少傾向にある。

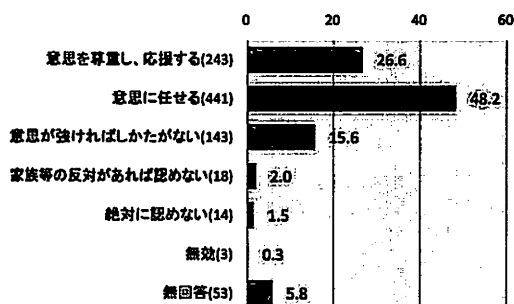


図 32 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(長崎県, 2016 概要版:15)

結婚問題に対する態度①

(問 16) かりに、あなたのお子さんの結婚しようとする相手が、同和地区（歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。）と呼ばれる地域の人であるとわかった場合、どうしますか。あなたのお考えにいちばん近いものを1つ選んでください。

結婚問題に対する態度①

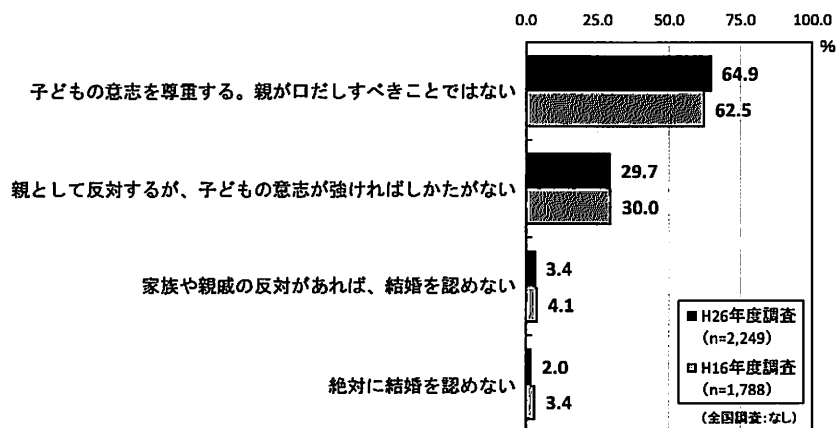


図 33 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(熊本県, 2015:36)

問6-5子どもが同和地区の人と結婚する場合

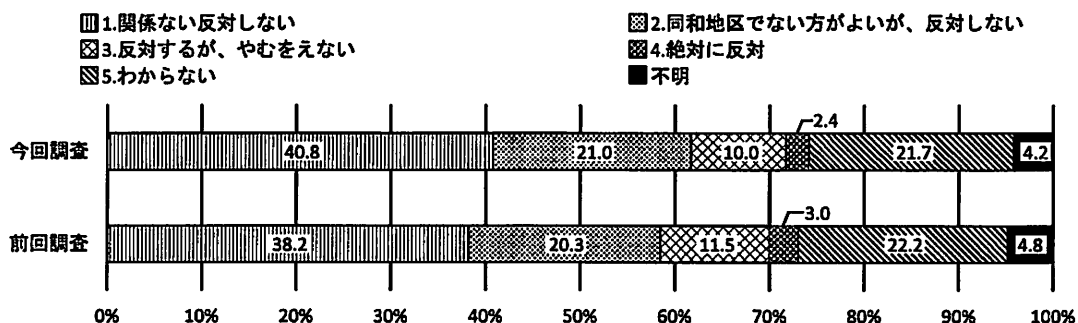


図 34 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(大分県, 2019:59)

【問 1 1】

(仮に)あなたにお子さんがいらっしやるとして、そのお子さんが同和地区出身者の方と結婚したいと相談してこられた場合はどうされますか。仮定の話として考えた上で、次の中から1つ選んで番号に○をつけてください。

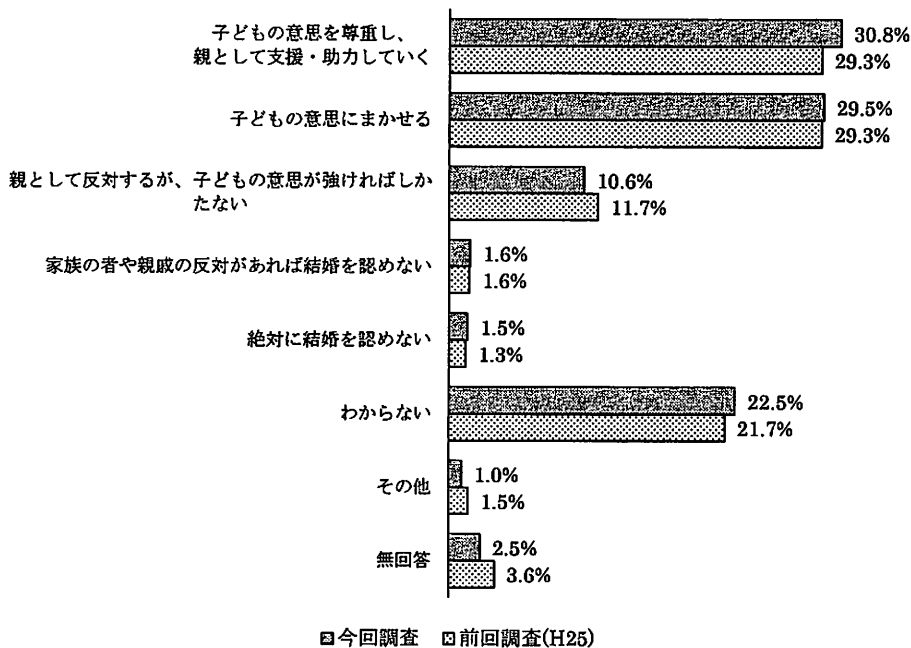


図 35 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(宮崎県, 2019:30)

問20 既婚の方へ おたずねします。

あなたのお子さんが結婚しようとする相手が、「同和問題（部落差別）」を受けている地区の出身あるいは、現在も住んでいるとわかった場合、あなたはどうしますか。（〇は1つ）

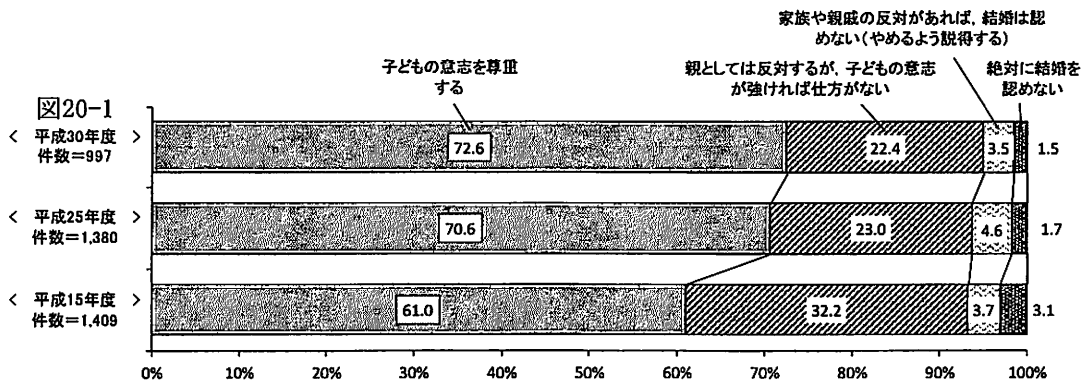
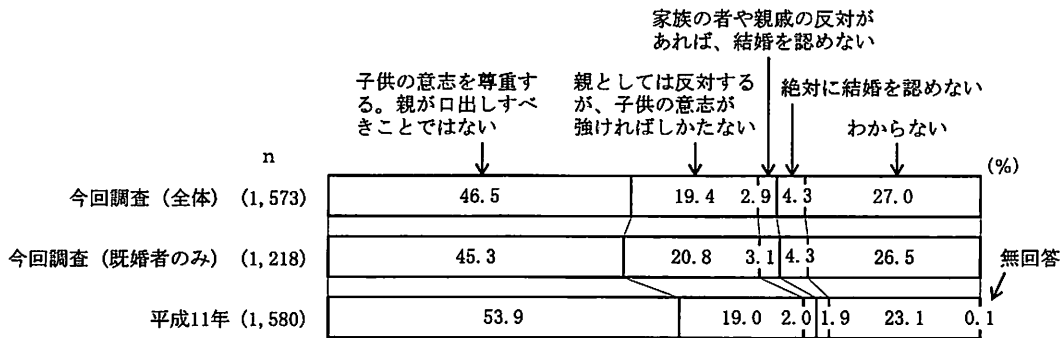


図 36 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(鹿児島県, 2019:56)

また、子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合、分析において経年比較を行っている調査報告書は複数あるが、過去の調査と比較して東京(2014, 図 37)・石川(2014, 図 17)・福井(2016, 図 38)・静岡(2014, 図 39)では忌避的態度がおおむね強まり、群馬(2011, 図 13)・三重(2014, 図 24)・和歌山(2019, 図 26)・福岡(2017:54)・佐賀(2014, 図 31)・長崎(2016, 図 32)・熊本(2015, 図 33)・大分(2019, 図 34)・宮崎(2019, 図 35)ではおおむね変化なく、岐阜(2017, 図 21)・兵庫(2019, 図 25)・高知(2018, 図 40)・鹿児島(2019, 図 36)では弱まるといった傾向があり、一貫した傾向は見られない。とは言え、結婚忌避的態度が弱まっている県においても、一定程度は結婚忌避的態度をとる人たちが存在することには改めて注意が必要である。

図3-3-2 同和地区出身者との結婚について

(1) 子供の結婚相手が同和地区出身者であった場合の対応—過去との比較



(注) 今回調査 (既婚者のみ) は、未・既婚別で「既婚 (有配偶)」と「既婚 (離・死別)」の合計

図37 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(東京都, 2014:53)

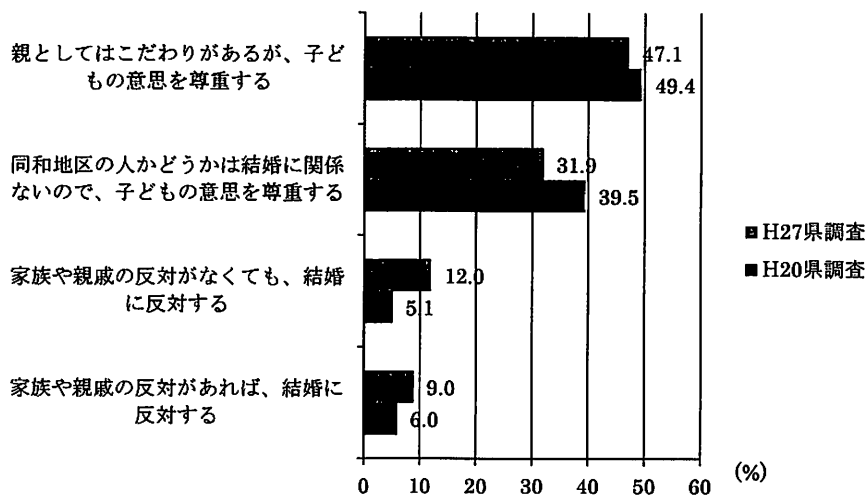


図38 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(福井県, 2014:41)

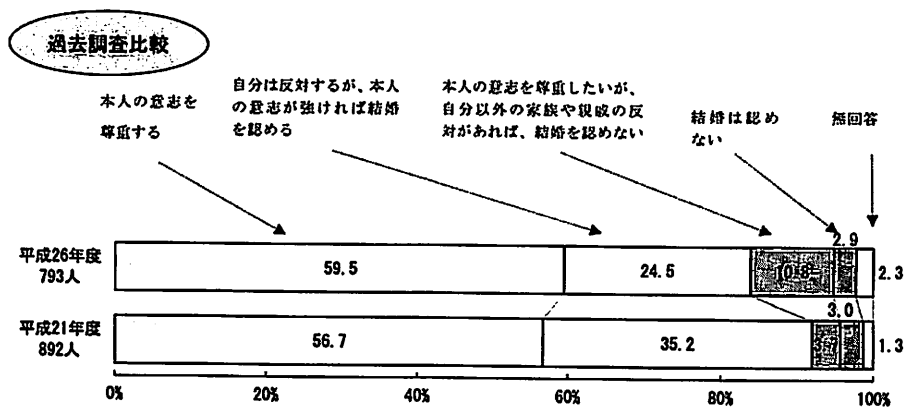


図39 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(静岡県, 2014:63)

図 2-17 お子さんが結婚しようとしている相手が、同和地区の人だとわかった場合について (%) [過去調査との比較]

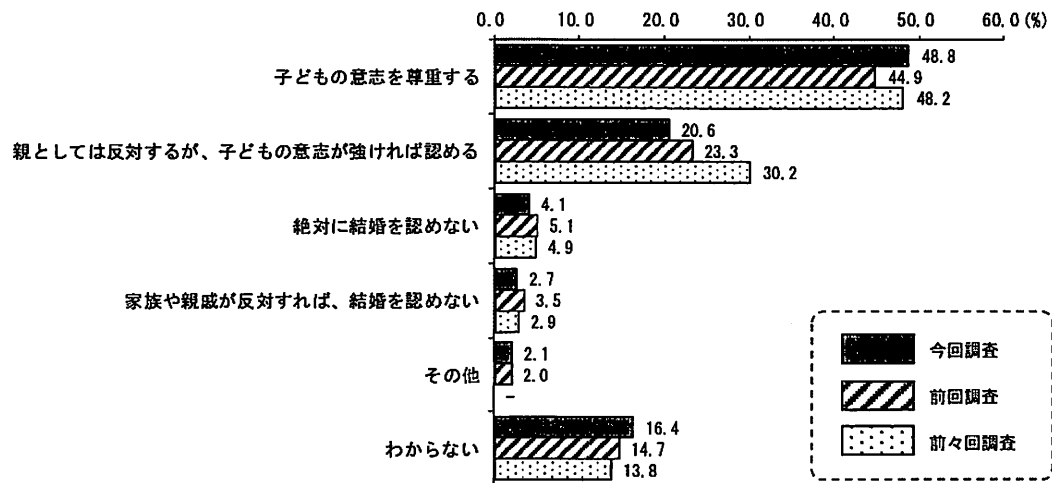


図 40 子どもの結婚相手が同和地区出身者であった場合(高知県, 2018:47)

2. 本人の結婚相手が同和地区出身者であった場合

続いて、本人の結婚相手が同和地区出身者であった場合の態度を見てみよう。前節では奈良県の結果を紹介したが、子どもの結婚については問われていないので、ここでは全国の縮図である東京都(図 41)の結果を紹介したうえで、同様の設問が用意されている他の県の結果(図 42~52)もあわせて提示したい。

(2) 同和地区出身者との結婚に反対されたときの対応—過去との比較

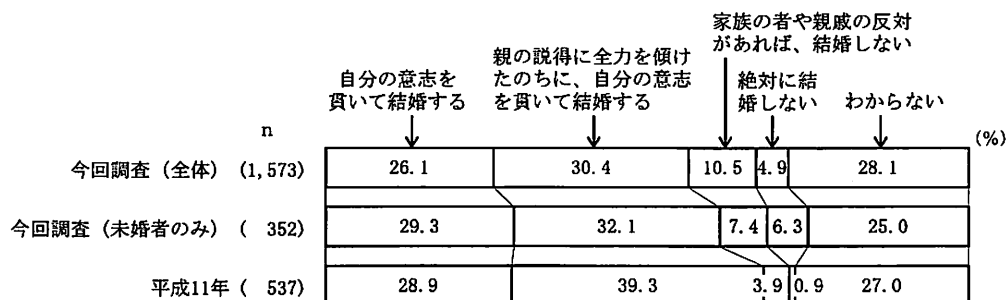


図 41 本人の結婚(東京都, 2014:53, 平成 11 年は未婚者のみ)

東京都の結果は、「自分の意志を貫いて結婚する」が 26.1%、「親の説得に全力を傾けたのちに、自分の思惟を貫いて結婚する」が 30.4%、「家族の者や親戚の反対があれば、結婚しない」が 10.5%、「絶対に結婚しない」が 4.9%、「わからない」が 28.1%となっている。「絶対に結婚しない」割合は 4.9%と少数派であるが、注目すべきは過去との比較であり、未婚者のみをとりあげた場合、その割合は、前回調査の 0.9%から 6.3%へと著しく割合が高くなっている。また、「家族の者や親戚の反対があれば、結婚しない」は前回調査は 3.9%だったの対し、7.4%とことらも割合が高くなっている。すなわち、結婚忌避的態度の悪化傾向が著しいことを指摘できる。

以下、図 42～52 では、栃木・石川・福井・長野・静岡・兵庫・奈良・和歌山・鳥取・島根・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島でのそれぞれの調査結果を掲載しておく。

【未婚の方のみ】

問 24 (2)	結婚に対する態度	◆かりにあなたが同和地区の人と恋愛し、結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けたら、あなたは どうしますか。(〇は1つ)
----------------	----------	--

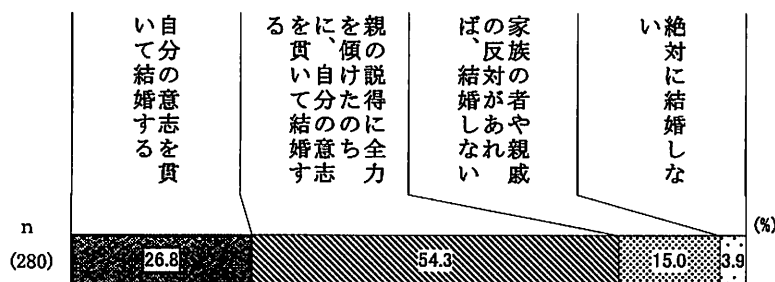


図 42 本人の結婚相手が同和地区出身者であった場合(栃木県, 2011:16, 未婚者のみ)

(1) あなたが同和地区出身の人と恋愛し、結婚しようとしたとき、親や親せきから強い反対を受けたら、あなたは どうしますか。(〇は1つ)

	n	絶対的に結婚しない				結婚する		結婚しない	
		周囲の意見にとらわれず、自分の意志を貫いて結婚する	親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意志を貫いて結婚する	家族や親せきの反対があれば、結婚しない	無回答 (%)	(計)	(計)		
今回	(n=1,376)	22.5	44.1	19.2	3.9	10.3	66.6	23.1	
前回	(n=788)	22.5	53.3	19.3	2.0	2.9	75.8	21.3	

図 43 本人の結婚(石川県, 2014:87)

問11(2)【未婚の人のみ回答】

仮に、あなたが同和地区の人と結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどのようにしますか。(1つ選択)

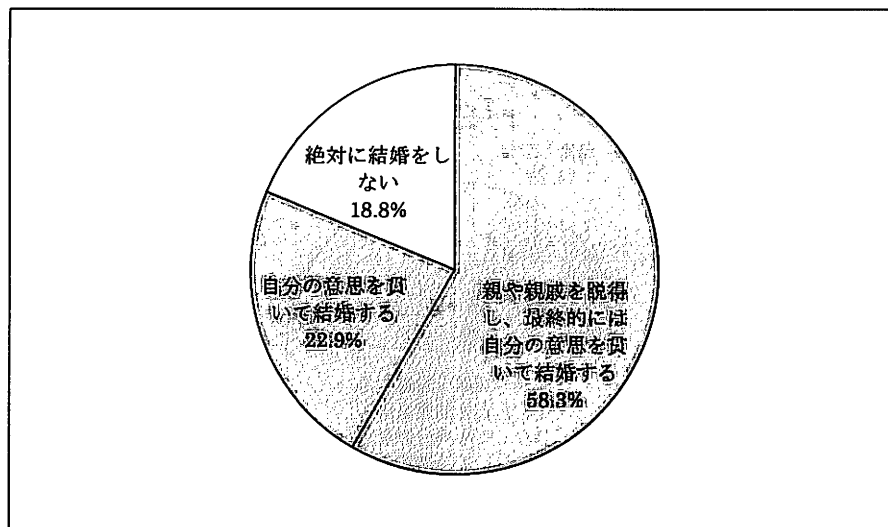
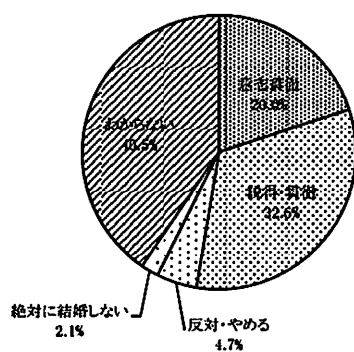


図44 本人の結婚相手が同和地区出身者であった場合(福井県, 2016:17, 未婚者のみ)

(2) [結婚されていない方がお答えください]

あなたが同和地区の人と恋愛し、結婚しようとしたとき、家族や親戚から強い反対を受けたらあなたはどのようにしますか。(○は1つ)

回答者数: N=190



- 1 自分の意志を貫いて結婚する
- 2 親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意思を貫いて結婚する
- 3 家族や親戚の反対があれば、結婚しない
- 4 絶対に結婚しない
- 5 わからない

区分	今回調査 (%)	前回調査 (%)
意志貫徹	20.0	22.8
説得・貫徹	32.6	59.7
反対・やめる	4.7	17.5
絶対に結婚しない	2.1	-
わからない	40.5	-

図45 本人の結婚相手が同和地区出身者であった場合(長野県, 2015:70, 未婚者のみ)

② 結婚に対する家族・親戚の意見

質問26	未婚の人にお尋ねします。あなた自身が同和地区出身者と結婚しようとしたとき、家族や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどうしますか。あなたのお考えに近いものを1つだけ選び、○印をつけてください。
	1 家族や親戚の意向にかかわらず、自分の意志を貫いて結婚する 2 家族や親戚を説得するが、たとえ同意を得られなくても自分の意志を貫いて結婚する 3 家族や親戚の反対があれば、結婚はしない 4 結婚しない

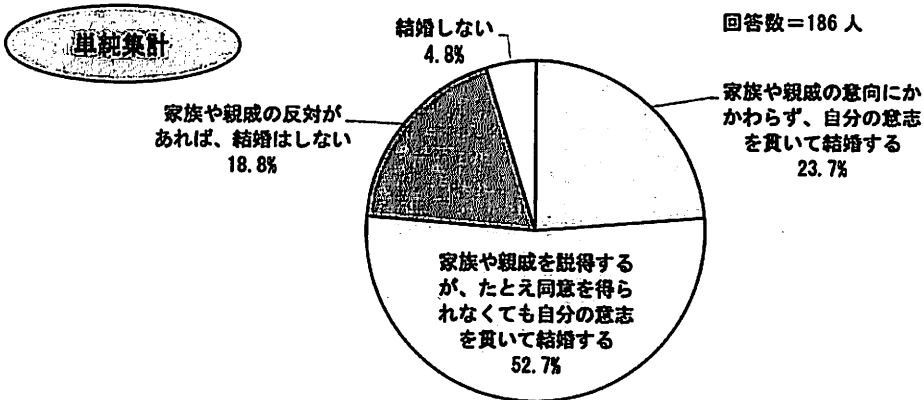


図 46 本人の結婚相手が同和地区出身者であった場合(静岡県, 2014:65, 未婚者のみ)

未婚の人への設問

【問 35】あなたが同和地区の人と恋愛し、結婚しようとするとき、親や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどうしますか。(○は1つ)

■全体

同和地区の人との結婚に際して親族から強く反対された場合の対応については、「わからない」が34.7%と最も高く、次いで「親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意思を貫いて結婚する」が34.2%、「自分の意思を貫いて結婚する」が19.7%となっている。

<単一回答>

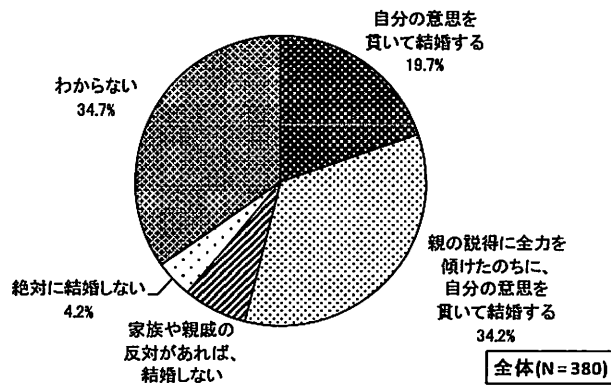


図 47 本人の結婚相手が同和地区出身者であった場合(愛知県, 2018:94, 未婚者のみ)

(1) たとえば、あなたが結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたは
どうされますか。(〇は1つ)

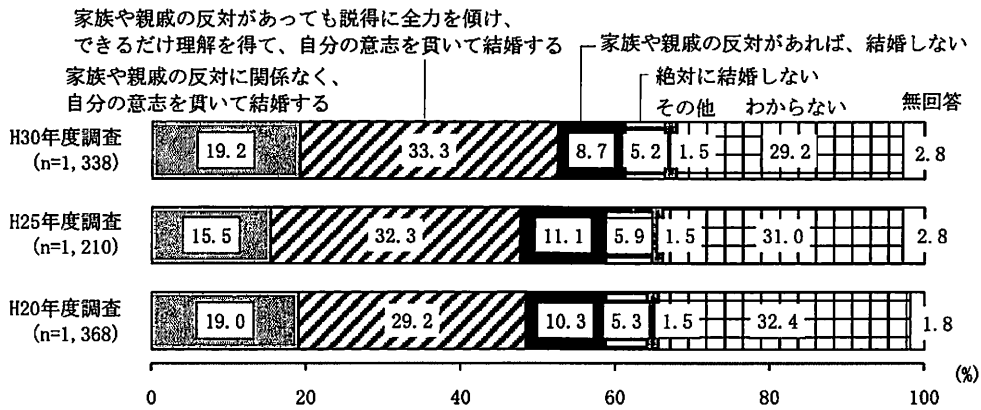


図48 本人の結婚(兵庫県, 2019:74)

(2) 仮に、あなたが同和地区の人と知り合い、結婚しようとしたとき、親や親せきから強い反対を受けた場合、あなたはどうしますか。(〇は1つ)

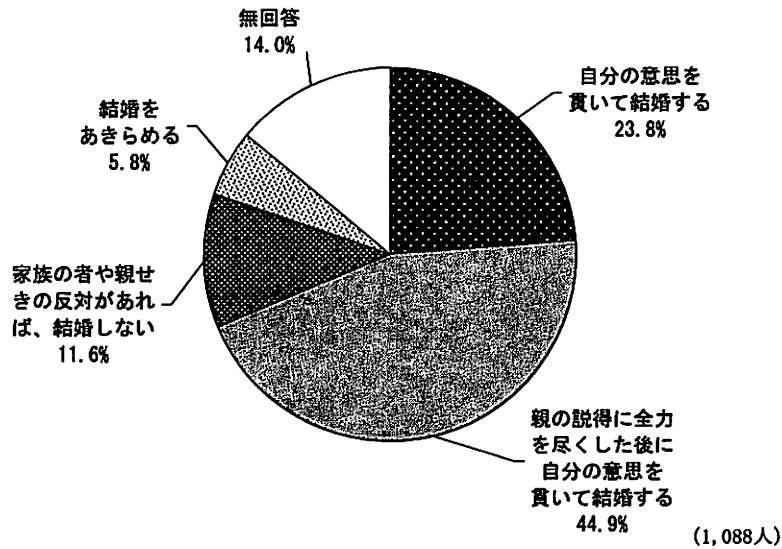


図49 本人の結婚相手が同和地区出身者であった場合(島根県, 2017:24)

図14 回答者自身が同和地区の人と結婚しようとしたときに、家族や親類から反対された場合、どうするか

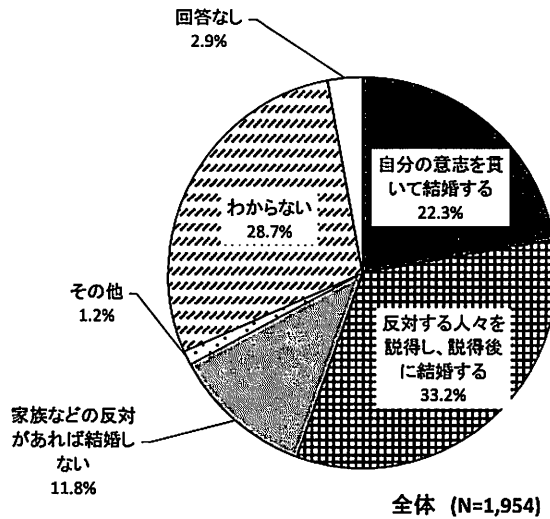


図50 本人の結婚相手が同和地区出身者であった場合(福岡県, 2017:51)

結婚問題に対する態度②

(問 17) かりに、あなたが、同和地区の人と恋愛し、結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けたら、どうしますか。あなたのお考えにいちばん近いものを1つ選んでください。

結婚問題に対する態度②

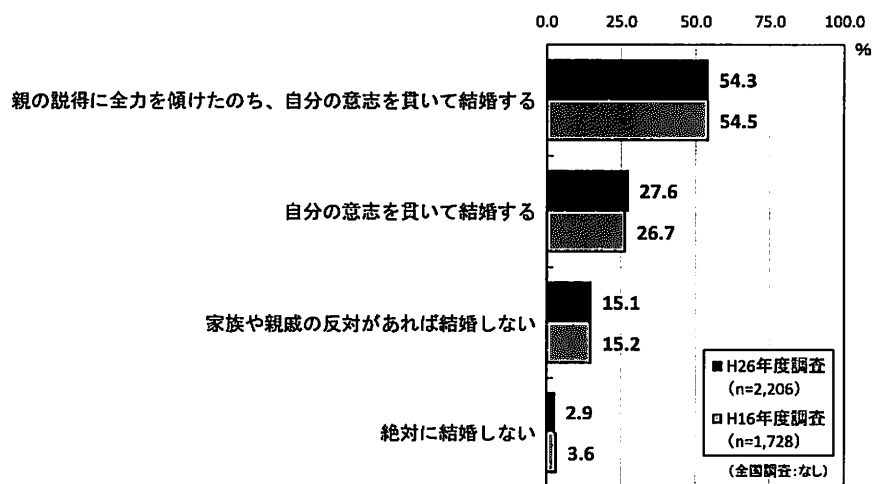


図51 本人の結婚相手が同和地区出身者であった場合(熊本県, 2015:38)

問 2 1 **未婚の方へ** おたずねします。
 あなたが、仮に、「同和問題（部落差別）」を受けている地区の出身あるいは、現在も住んでいる人と結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどのようにしますか。

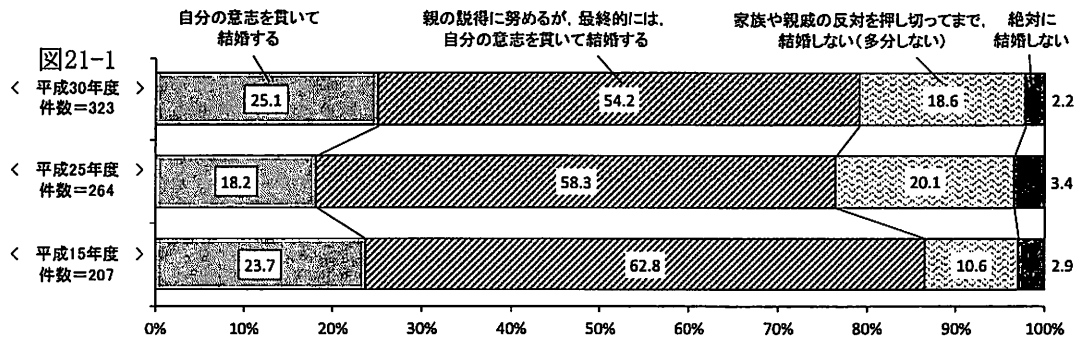


図 52 本人の結婚(鹿兒島県, 2019:58, 未婚者のみ)

また、本人の結婚に関して経年変化を行っている都県が複数あるが、兵庫(2019, 図 48)では「結婚する」とする回答が増加傾向にあり、熊本(2015, 図 51)ではまったく変化がないことを除き、先に見た東京(2014, 図 41)をはじめ、石川(2014, 図 43)・福井(2016, 図 53)・静岡(2014, 図 54)・福岡(2017:52)・鹿兒島(2019, 図 52)では、家族の反対があれば結婚しない傾向が強まっている。

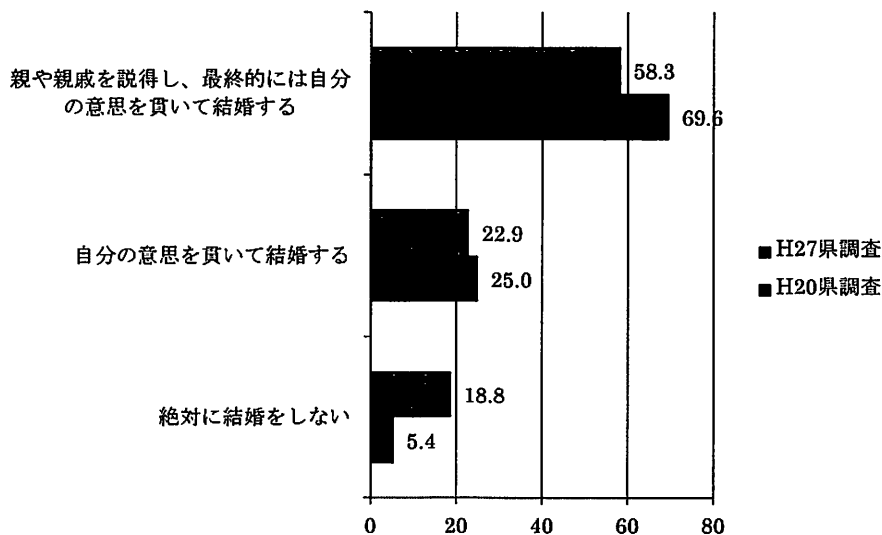


図 53 本人の結婚(福井県, 2016:20, 未婚者のみ)

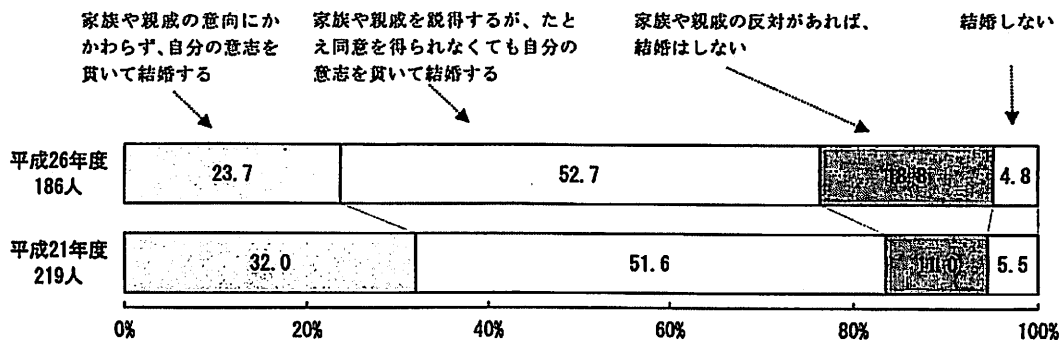


図 54 本人の結婚(静岡県, 2014:65, 未婚者のみ)

3. 結婚忌避的態度の問題点

前述したように、部落差別による結婚差別が生じない社会は、子どもの結婚の場合は、「子供の意思を尊重する。親が口出しすべきことではない」を選択した人が 100%に、また、本人の結婚場合は、「自分の意志を貫いて結婚する」を選択した人が 100%になる社会である。しかしながら、子供の結婚・本人の結婚ともに、100%には遠い数値となっている。

ここで、部落差別として生じている結婚差別の状況について、内田(2005)をもとに簡単に概説しておきたい。近年、部落・部落外の結婚の割合については、全国的な調査が実施されていないので正確な数値は把握できていないが、1993年の総務庁による調査においては部落と部落外の結婚は増加傾向にあることが示されてきており(図 55)、こうした傾向はその後も広がりつつあると考えられる。

他方で、部落出身者の立場から見れば、結婚差別を受けた経験については、近年になるほど増加していることも明らかになっている。この背景には、日本社会全体が見合結婚から恋愛結婚へと結婚の形態の変化があり(図 56)、そもそも見合結婚では部落と部落外の結婚はありえないことと認識されていた可能性が高い。ところが、恋愛結婚が主流の社会になってくると、部落と部落外のカップルが誕生することで、先に見た親の介入が生じ、結婚差別が頻繁に生じることとなるのである。

そのことの証左として、2000年に実施された鳥取県の同和地区実態調査をもとに、結婚の組み合わせと結婚差別体験を同じ図に掲載したものが図 57 である。おおむね、夫婦の一方が同和地区外の生まれの割合が高まるほど、結婚差別体験が高まっていることがわかるだろう。ただし、現在の 50 歳代以下ではその割合は高止まりしており、これらの世代において結婚差別が生じない可能性が高まっていることが示唆されているが、それでも結婚差別を受けた経験がある者が 4 割に到達している事実は重いと見えよう。

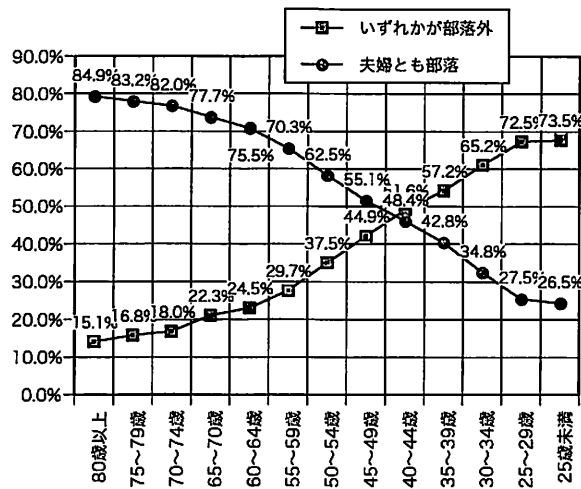


図 55 結婚の類型(部落解放研究所, 1997:137 より)

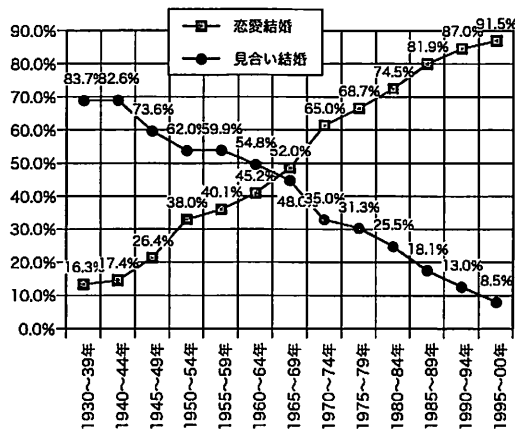


図 56 結婚の類型(国立社会保障人口問題研究所, 1998, 2003 より作成)

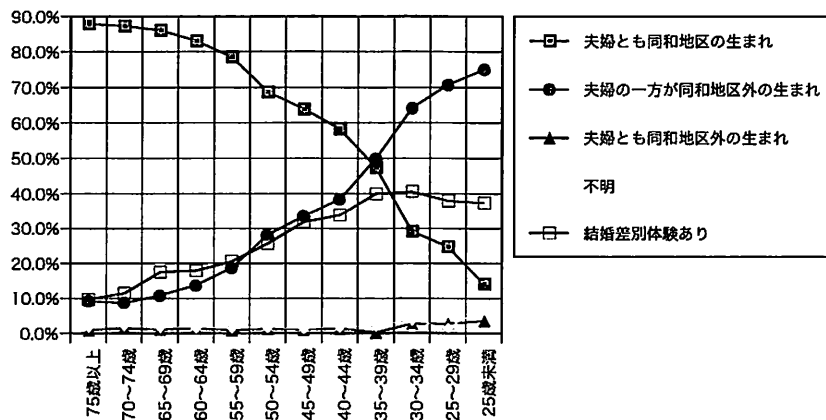


図 57 夫の年齢階層別結婚類型・結婚の際の反対経験(鳥取県部落解放研究所, 2003 より作成)

これら結婚をめぐる社会的変化により、部落出身者のほとんどが部落外出身者と結婚するケースがほとんどと想定される現在において、本章で見たデータは、少なくない部落外の人々が結婚差別をする可能性を示しているのである。逆に言えば、このデータは、少なくない部落出身者、部落に関係する人が、結婚差別を受けている可能性を示唆する結果ともなっている。

また、結婚差別に関しては、近年、全国的に解消傾向に向かっているとは言いがたく、特に経年変化を見ると、本人の結婚の際には結婚差別をする可能性は広がりを持っているのではないかと推測できる。こうした状況を考慮すれば、無限定にインターネット上で誰が部落出身者であるのか、どこが部落であるのかを示す情報が、すでに部落差別をするために活用されている可能性は極めて高いと言えよう。

Ⅲ 居住忌避的態度(各都府県)

被差別部落は、江戸時代以前の身分制度のもと、穢れているなどとされてきた人々が居住している場所(部落)であるために、差別の対象となってきた地域のことである。すなわち、結婚差別に典型的に見られるように、部落出身者と見なされる人に対する忌避・差別のみならず、部落という場所に対する地域差別がみられることも、部落差別の特徴である。

では、部落という場所に対する忌避的態度はどの程度見られるのだろうか。居住忌避については結婚忌避ほどは設問として用意されていないが、愛知・大阪・奈良・鳥取・島根・福岡・大分の各府県の調査でたずねられている。ここでは結婚忌避と同様に、まずは比較的忌避的態度が強いと思われる奈良県(図58)の結果と、比較的部落問題の認知度が高い西日本以外の状況として、愛知県(図59)の結果を紹介しよう。そのうえで、その他の県の結果も図60～65に示す。

図58は、奈良県の、住宅を選ぶ際に価格や立地条件が希望に合っても避ける条件についてたずねた結果である。「近くに同和地区がある」という設問において、最も割合が高いのは「どちらかといえば避けると思う」が34.5%となっており、「避けると思う」の18.8%をあわせると、過半数が「避けると思う」と回答していることになる。半数以上が同和地区を避けるのである。

また、図59は愛知県の、住宅を選ぶ際に同和地区や同和地区がある小学校区を避けるかどうかをたずねた結果であるが、「同和地区や同和地区と同じ小学校区にある物件は避けると思う」が19.2%、「同和地区にある物件は避けるが、同和地区と同じ小学校区にある物件は避けないと思う」が13.9%

となっており、小学校区内に同和地区がある場合はあわせて3分の1程度が避けると回答していることになる。

問5 あなたは、家を購入したりマンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望にあっても、次のような条件の物件の場合、避けると思いますか。A～Eのそれぞれについて、あてはまるものを一つだけ選び、その番号に○をつけてください。

【図1-5 住宅を選ぶ際に次のような条件の物件の場合、避けると思うか】

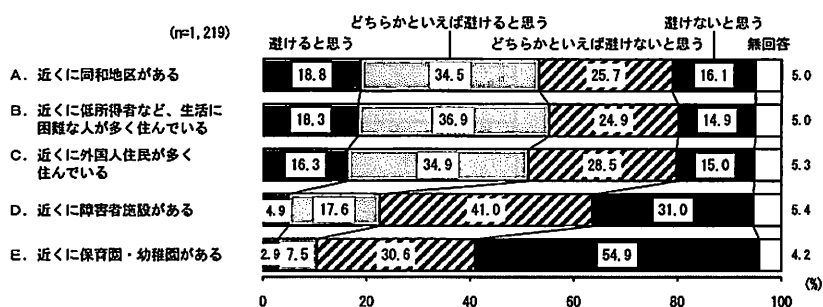


図58 居住忌避(奈良県, 2018:19)

【問33】あなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区や同和地区と同じ小学校区にある物件を避けることがありますか。(○は1つ)

■全体

住む場所を選ぶ際に、同和地区や同和地区と同じ小学校区にある物件を避けるかについては、「わからない」が33.5%と最も高く、次いで、「いずれにあってもこだわらない」が31.4%、「同和地区や同和地区と同じ小学校区にある物件は避けると思う」が19.2%、「同和地区にある物件は避けるが、同和地区と同じ小学校区にある物件は避けたいと思う」が13.9%となっている。

<単一回答>

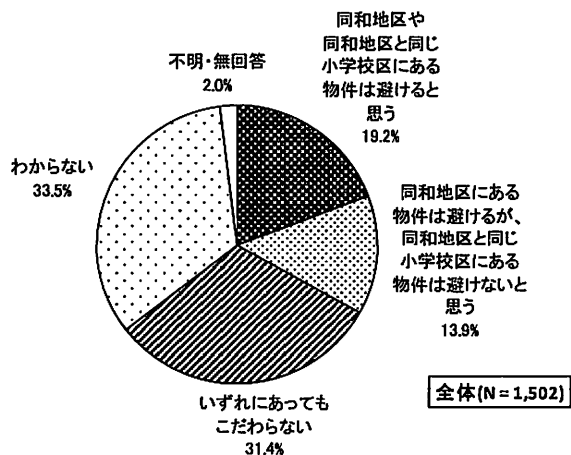


図59 居住忌避(愛知県, 2018:90)

以下、三重(図 60)・大阪(表 4)・鳥取(図 61)・島根(図 62)・福岡(図 63・64)・大分(図 65)の結果を示す。

問9 もし仮に、あなたが、住宅を探しているとした場合に、間取り、交通の便、環境、値段など、自分の目で確かめ、気に入ったとします。その後、その家のすぐ近くに次のA、Bのような条件があることがわかった場合、あなたはどうしますか。
 『資料編：P195～196参考』

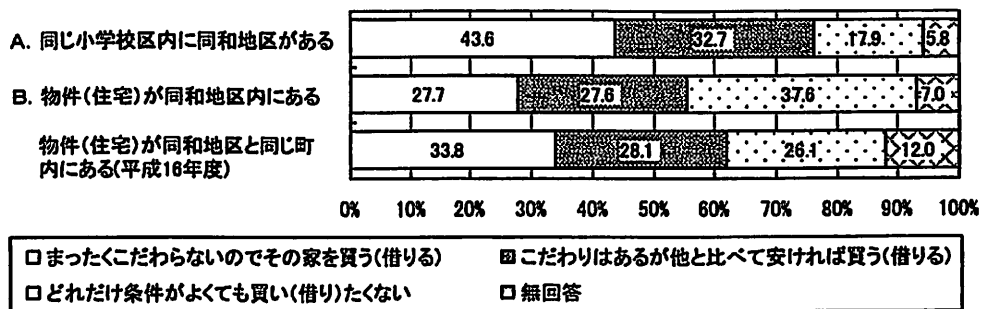


図 60 居住忌避(三重県, 2014:46)

表 4 居住忌避(大阪府, 2016:17)

問7 あなたが家を買ったり借りたりする際に重視する(した)立地条件は何ですか。(○はい/複数でも)

回答者数	都心部、幹線道路へのアクセス	公園や緑地などの状況	公共施設や商業、医療施設	日照・眺望など	周辺の住宅の状況(戸建て/集合、持ち家/賃貸など)	地域のイメージ	校区の教育水準や学力レベルの評判	近隣に低所得者が多いか	近隣に外国人住民が多いか	近隣に同和地区があるか	その他	無回答
100.0	75.3	68.1	61.0	40.6	51.8	16.6	6.1	6.7	13.4	6.0	1.6	
1358	1022	925	829	552	704	226	83	91	182	82	22	

問 14 (同和地区にある物件に対する忌避意識)

あなたが、家を購入したり、マンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、物件が同和地区にあった場合、どうすると思いますか。(〇は1つだけ)

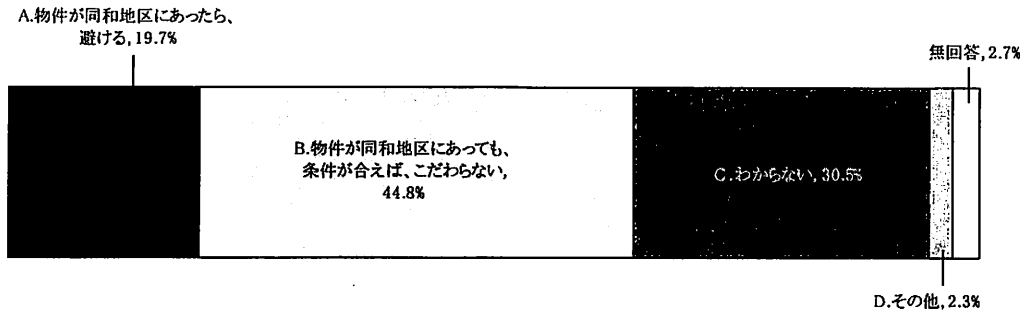


図 61 居住忌避(鳥取県, 2015)

問 15. 仮に、あなたが家(住宅)を購入しようとした際に、価格や立地条件などが希望にあっても、その物件が同和地区にあるとわかったら、あなたは どうしますか。(〇は1つ)

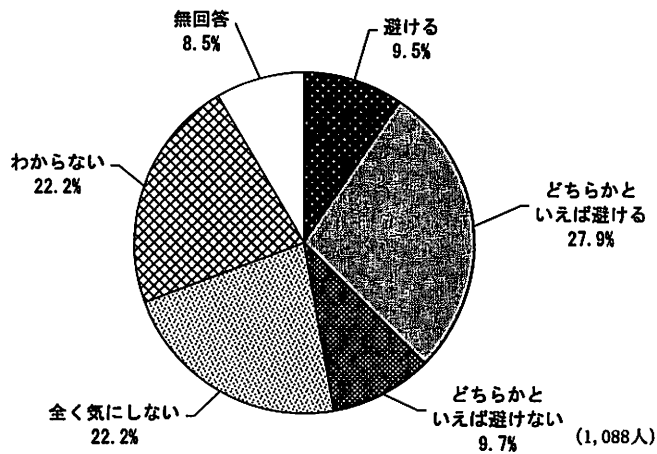


図 62 居住忌避(島根県, 2017 概要版:25)

図 1 6 同和地区の地域内である

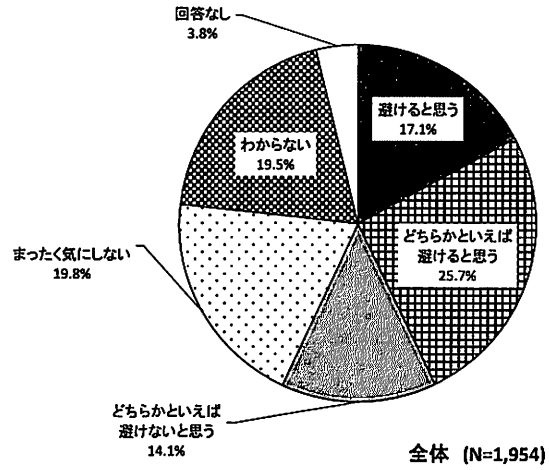


図 63 居住忌避(福岡県, 2017:54)

図 1 7 小学校区が同和地区と同じ区域になる

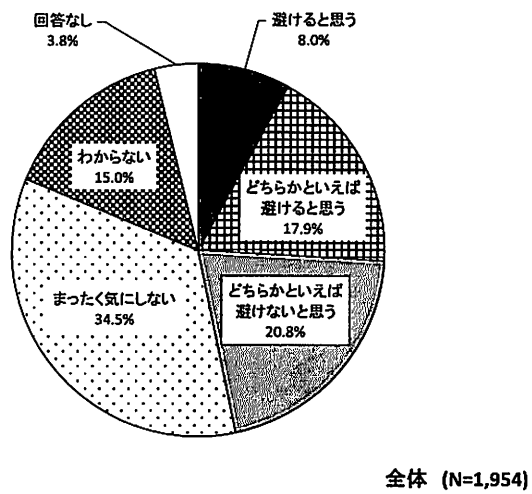


図 64 居住忌避(福岡県, 2017:56)

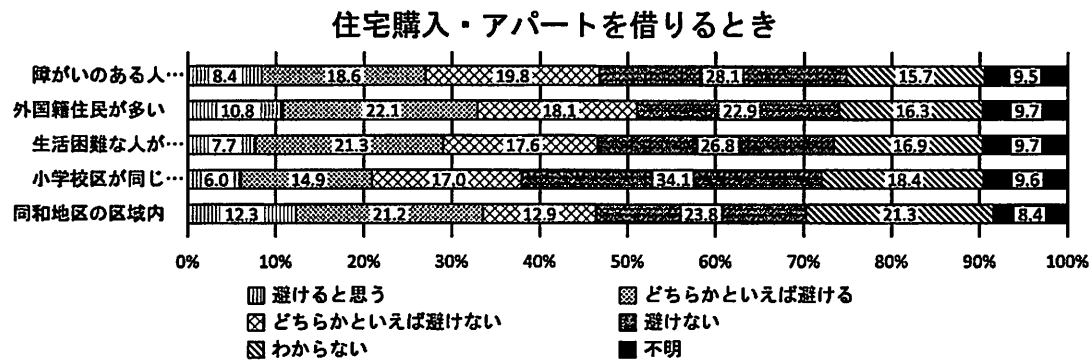


図 65 居住忌避(大分県, 2019:60)

言うまでもなく、どの地域に生まれ育ったとしても、人間としての尊厳は保障されるべきものである。にもかかわらず、地域によっては周囲から避けられるべき存在として部落が認識されているということは、その地域に生まれ育った人にとってはスティグマ(負の烙印)となったり、それが自尊感情や自信、その人が持つさまざまな可能性を奪ってしまうことが危惧される。

差別は、意図しようがしまいが、結果として生じるものである。人々が部落を避けようとする態度を示すことによって、それが社会構造や社会規範として固定化され、そうした社会構造や社会規範に鑑みて、部落を避けてしまうという態度が、部落に対する差別を要因とする地域差別や結婚差別を生み出しているのである。ここでは居住忌避に関するデータを紹介したが、残念ながら、そうした差別が引き起こされる可能性が否めない程度に居住を避ける意識が存在しており、そうした意識が現存するなかで、どこが部落であるのかを示す情報が拡散されることは、やはり部落に対する地域差別をするための、あるいは固定化するための情報を提供していることになってしまうのではなかろうか。

おわりに——部落の地名情報・人名情報が悪用される可能性について

以上、部落問題に関する各種の意識調査等結果から、主に部落問題の認知度・関心度・結婚忌避・居住忌避に関するデータを紹介してきたが、要点をまとめると以下ようになる。

- ①同和問題の認知度は若年層で低下傾向が見られる。
- ②同和問題の認知度が高くなっている府県では同和問題への関心がやや高い傾向が見られるが、全国的に見て関心度は高くない。さらに、比較的関心度が高い県においても、前回調査と比較して低下傾向が目立っている。

③結婚差別に関しては、最も結婚忌避の態度が強い奈良県においては6割程度が子供の結婚の際に結婚差別を引き起こす可能性が示唆されているほか、全国的にも解消傾向に向かっているとは言いがたく、本人の結婚の際においても、解消傾向に向かっているとは言えない。

④同和地区に対する居住忌避的態度については、最も結婚忌避の態度が強い奈良県においては住宅を選ぶ際に価格や立地条件が希望に合っても、「近くに同和地区がある」場合に半数以上が避けると回答しており、他の県においても2～5割程度が同和地区あるいは同和地区がある小学校区内の建物を借りたり購入することを避けると回答している。

⑤一般的な情報収集手段について、すでにインターネットが主たる手段になっている。また、若年層ほどインターネットの利用時間が長くなっている。そうした前提のうえで、事例としてあげたインターネットニュース(YAHOO ニュース)のコメント欄におけるコメントの多くが部落問題に関する事実誤認かつ忌避的内容であることを鑑みれば、部落差別に関して学ぶ機会を得られず、部落問題に関する認知度が低い若年層においては、これら部落に対する否定的な情報が、何ら疑いなく鵜呑みにされてしまっているのではないかと推測される。

以上、部落差別をする可能性のある人が少なくない割合で存在しているという結果を見る限り、誰が部落出身者であるのか、どこが部落であるのかをインターネット上で不特定多数の人たちに示し、そこで提示された情報が、実際に部落差別をするために悪用されている可能性は極めて高い。

誰が部落出身者であるのか、どこが部落であるのかを明らかにする情報は、あくまで部落差別を撤廃するための情報とセットで表記されるべきものであり、部落差別に利用されないように、本人同意や住民合意の必要性を含め、慎重に取り扱われる必要があると考える。

【参考文献】

部落解放研究所編(1997)『図説今日の部落差別第3版——各地の実態調査結果より』解放出版社。

総務省(2015)『情報通信白書 平成27年版』。

総務省情報通信政策研究所(2019)「平成30年度 情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書 <概要>」。

国立社会保障・人口問題研究所(1998)『第11回出生動向基本調査——結婚と出産に関する全国調査:夫婦調査の結果概要』。

国立社会保障・人口問題研究所(200)『第 12 回出生動向基本調査——結婚と出産に関する全国調査:夫婦調査の結果概要』

鳥取県部落解放研究所(2003)『人権の確立をめざして——同和地区実態把握等調査から』

内田龍史(2005)「結婚と部落差別——通婚と結婚差別の趨勢」『部落解放研究』166号:15-28.

内田龍史(2008)「近年における部落問題・人権問題意識調査の動向」部落解放・人権研究所編『部落問題に関する意識の変遷と啓発の課題』:5-12.

内田龍史(2016)「近年の部落問題意識の現状と人権教育・啓発への示唆——「人権(問題)に関する意識調査」結果を手がかりに」『人権教育研究』(日本人権教育研究学会)第 16 号:1-17.

内田龍史・妻木進吾・齋藤直子(2017)「部落問題のいま」部落解放・人権研究所編『被差別マイノリティのいま——差別禁止法制定を求める当事者の声』200-244.

内田龍史(2019)「部落差別の生成と変容——「逆差別」意識に着目して」『社会学年報』(東北社会学会)第 48 号.

経歴・研究業績等

関西大学 社会学部

教授 内田龍史

1. 学歴

1999.3 大阪市立大学文学部人間関係学科卒業

2001.3 大阪市立大学大学院文学研究科社会学専攻前期博士課程修了

2007.3 大阪市立大学大学院文学研究科人間行動学専攻社会学専修後期博士課程修了 博士
(文学)

2. 職歴

2005.4～2007.3 大阪市立大学大学院文学研究科「21世紀COEプログラム」COE研究員

2007.4～2011.3 大阪市立大学大学院文学研究科都市文化研究センター研究員

2011.4～2014.3 尚絅学院大学総合人間科学部現代社会学科講師

2014.4～2018.3 尚絅学院大学総合人間科学部現代社会学科准教授

2018.4～2019.3 尚絅学院大学総合人間科学部現代社会学科教授

2019.4～ 関西大学社会学部社会学専攻教授

2019.5～ 関西大学人権問題研究室 研究員

3. 専門分野・研究テーマ

社会学, 部落問題論, マイノリティ研究

- ① 部落問題を中心とした差別と共生をテーマとするマイノリティ研究
- ② 低階層出身者の労働・生活様式と「社会的排除-包摂」に関する研究
- ③ 東日本大震災の被災地域における地域コミュニティの復興に関する研究

4. 主要な研究業績

内田龍史(2001)「戦後部落住民意識調査に見る「部落民」としてのアイデンティティ状況(上)(中)
(下)」『部落解放研究』(部落解放・人権研究所)第140号:75-93, 第142号:75-90, 第143
号:101-116.

- 内田龍史(2002)「被差別部落出身者への結婚差別に関する一考察——結婚忌避的態度の年代別要因分析」『市大社会学』(大阪市立大学社会学研究会)第3号:39-55.
- 内田龍史(2004)「部落マイノリティに対する忌避・差別軽減に向けて——『接触仮説』を手がかりに」『部落解放研究』(部落解放・人権研究所)第156号:31-47.
- 内田龍史(2004)「社会的に不利な立場におかれたフリーターとジェンダー」『部落解放研究』(部落解放・人権研究所)160号:18-32.
- 内田龍史(2005)「部落問題に関する意識調査の展開と課題——意識調査研究に向けて」『部落解放研究』(部落解放・人権研究所)162号:2-15.
- 内田龍史(2005)「結婚と部落差別——通婚と結婚差別の趨勢」『部落解放研究』(部落解放・人権研究所)166号:15-28.
- 内田龍史(2006)「部落出身青年のアイデンティティと社会関係——奈良県連青年部調査結果から」『奈良人権・部落解放研究所紀要』(奈良人権・部落解放研究所)第24号:81-100.
- 内田龍史(2007)「フリーター選択と社会的ネットワーク——高校3年生に対する進路意識調査から」『理論と方法』(数理社会学会)42号:139-153.
- 内田龍史(2008)「社会的排除—包摂」と社会的ネットワーク——同和対策事業と被差別部落の若者の就労をめぐる」『理論と動態』(社会理論・動態研究所)創刊号:55-71.
- 内田龍史(2009)「フリーター「選択」と自尊感情・職業意識——「高校生の生活と進路意識調査」から(3・最終)」『部落解放研究』(部落解放・人権研究所)185号:75-89.
- 内田龍史(2009)「部落(民)アイデンティティ」友永健三・渡辺俊雄編著『部落史研究からの発信 第3巻 現代編』部落解放・人権研究所:122-138.
- 内田龍史(2009)「質的調査と調査倫理」谷富夫・芦田徹郎編『よくわかる質的社会調査 技法編』ミネルヴァ書房:206-219.
- 白谷秀一・朴相権・内田龍史編著(2009)『実践はじめての社会調査——テーマ選びから報告まで』自治体研究社.
- 内田龍史(2010)「大阪における部落の変化と女性若年層——大阪府連女性部調査から」『部落解放研究』(部落解放・人権研究所)第189号:12-28.
- 内田龍史(2010)「就職困難者の就労と生活(3)——貧困と社会的排除」『部落解放研究』(部落解放・人権研究所)第190号:50-67.

- 内田龍史(2010)「期待される「部落民」像——アイデンティティの獲得と継承」黒川みどり編著『近代日本の「他者」と向き合う』部落解放・人権研究所: 281-308.
- 妻木進吾・内田龍史(2011)「佐賀県における被差別部落の現状——「佐賀県の被差別部落生活実態調査」から」『佐賀部落解放研究所紀要』第 28 号:36-64.
- 内田龍史(2011)「部落の若者の部落問題意識と部落出身者としてのアイデンティティ——部落青年の部落問題認識調査から」『部落解放研究』(部落解放・人権研究所)192 号:72-88.
- 西田芳正編著・妻木進吾・長瀬正子・内田龍史著(2011)『児童養護施設と社会的排除——家族依存社会の臨界』解放出版社.
- 内田龍史(2012)「国勢調査小地域集計から見る神戸市B地区の変化と現状」『部落解放研究』195 号:30-42.
- 内田龍史(2012)「全国部落青年の雇用・生活実態調査結果(2)——量的データの特徴」『部落解放研究』196 号:7-28.
- 内田龍史(2013)「部落の青年にとっての部落解放運動——運動への参加・継続要因」『部落解放研究』198 号:63-76.
- 内田龍史(2013)「津波被災地周辺地域の住民の経験——宮城県名取市住民への質問紙調査から」『尚絅学院大学紀要』65 号:43-58.
- 畑中敏之・朝治武・内田龍史編著(2013)『差別とアイデンティティ』阿吽社.
- 内田龍史編著(2014)『部落問題と向きあう若者たち』解放出版社.
- 内田龍史(2015)「名取市民の復興感の規定要因——名取市民への質問紙調査から」『尚絅学院大学紀要』70 号:35-50.
- 内田龍史(2016)「近年の部落問題意識の現状と人権教育・啓発への示唆——「人権(問題)に関する意識調査」結果を手がかりに」『人権教育研究』(日本人権教育研究学会)第 16 号:1-17.
- 内田龍史(2016)「国勢調査データで見る近年の番町地区の変化と現状」『ひょうご部落解放』162 号:10-27.
- Ryushi UCHIDA(2016) New Research in Post-Disaster Reconstruction on Building Stakeholder Consensus and Community Revitalization—The Evolution of Reconstruction Plans in the Cities of Natori and Iwanuma in Miyagi Prefecture, 高橋誠・室井研二・田中重好編著『巨大災害の国際比較研究報告書-1』名古屋大学大学院環境学研究科:11-27.

- 内田龍史・妻木進吾・齋藤直子(2017)「部落問題のいま」部落解放・人権研究所編『被差別マイノリティのいま——差別禁止法制定を求める当事者の声』200-244.
- 内田龍史(2018)「部落差別を把握するための意識調査の課題」『部落解放研究』209号:94-120.
- 内田龍史(2018)「大阪府における同和地区実態把握と社会的排除地域析出の試み——二〇一〇(平成二二)年国勢調査から——」朝治武・谷元昭信・寺木伸明・友永健三編著『部落解放論の最前線——多角的な視点からの展開』解放出版社:120-137.
- 内田龍史(2019)「宮城県名取市・岩沼市における住環境の復興過程——名取市閑上地区・下増田地区・岩沼市沿岸部を事例として」吉野英岐・加藤真義編『震災復興と展望——持続可能な地域社会をめざして』有斐閣:157-178.
- 内田龍史(2019)「誰の労働問題なのか——コミュニティ・ユニオンはどのような問題に対応しているのか」文貞寛編著『コミュニティ・ユニオン——社会をつくる労働運動』松籟社:65-87.
- 内田龍史(2019)「部落差別の生成と変容——「逆差別」意識に着目して」『社会学年報』(東北社会学会)第48号:31-43.

5. 社会活動(現在)

- ・日本都市社会学会編集委員(2017.9～)
- ・葛飾区人権施策推進のあり方懇談会委員(2019.7～)
- ・大阪狭山市人権文化をはぐくむまちづくり審議会委員(2019.10～)